

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (新旧対比表)

(令和6年3月28日HP公表資料の差替及び追加)

令和6年4月

水産庁漁港漁場整備部

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要
目次	目次 第2編 測量・調査等業務 第1章 測量業務		第3節 汀線測量	修正
2	第1編 第1章 総則 1-2 用語の定義	13)「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議の職務を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者で、主任調査員、調査員を総称していう。	13)「 監督職員 」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者であり、主任 監督員 及び 監督員 を総称していう。	5 / 24 追加 (文言の修正)
本項以外の項目に記載されている「調査職員」の用語はすべて「監督職員」に改定する。				
2	第1編 第1章 総則 1-2 用語の定義	14)「主任調査員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち重要なものの処理及び業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における発注者への報告等を行い、調査員の指揮監督を行う者をいう。	14)「主任 監督員 」とは、「水産庁漁港漁場整備事業等請負工事監督・検査要領」(「以下「 監督 ・ 検査要領 」)に定める主任監督業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答のうち重要なものの処理、並びに、業務の進捗確認、設計図書の記載内容との照合その他の契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における発注者への報告等を行い、 監督員 の指揮監督を行う者をいう。	5 / 24 追加 (文言の修正)
本項以外の項目に記載されている「調査員」の用語は、すべて「監督員」に改定する。				
2	第1編 第1章 総則 1-2 用語の定義	15)「調査員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議で重要なものを除くものの処理、業務の一時中止の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行う者をいう。	15)「 監督員 」とは、「 監督 ・ 検査要領 」に定める一般監督業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議及び契約書、設計図書の記載内容に関する確認、承諾、回答の処理(重要なものを除く。)、並びに業務の進捗の確認、設計図書の記載内容との照合その他の契約の履行状況の調査の処理(重要なものを除く。)及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における主任 監督員 への報告を行う者をいう。	5 / 24 追加 (文言の修正)
3	第1編 第1章 総則 1-2 用語の定義	36)「打合せ」とは、…調査職員と管理技術者が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	36)「打合せ」とは、…調査職員と管理技術者が面談(テレビ会議等の利用も含む)により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。	表現の適正化
3	第1編 第1章 総則 1-2 用語の定義	40)「JIS」とは、日本工業規格をいう。	40)「JIS」とは、日本 産業 規格をいう。	修正
3	第1編 第1章 総則 1-3 業務の着手	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を含む)以内に業務に着手しなければならない。この場合…	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝 休 日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を含む)以内に業務に着手しなければならない。この場合…	修正
3	第1編 第1章 総則 1-5 調査職員	1-5 調査職員 1)発注者は、調査設計業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。 2)調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。 3)調査職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合又はその他の理由により調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面により受注者にその指示等の内容を通知するものとする。 4)当該業務における調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項	1-5 監督職員 1)発注者は、業務における 監督職員 を定め、受注者に通知するものとする。 2) 監督職員 の権限は、 契約書第9条第2項規定した事項である。 3) 監督職員 がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、 監督職員 が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。 監督職員 は、その指示等を行った後、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。	5 / 24 追加 (表現の修正)
4	第1編 第1章 総則 1-6 管理技術者	6)管理技術者は、調査職員…十分に協議の上、相互の…	6)管理技術者は、調査職員…十分に協議の うえ 、相互の…	修正
4	第1編 第1章 総則 1-8 照査技術者及び照査	1)受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。	1)受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。 なお、照査技術者を変更する場合も同様とするものとする。 照査技術者が複数にわたる場合、通知及びデクリス登録は1名までとする。また、受注者が設計共同企業体である場合においても設計共同企業体で1名までとする。	追記 5 / 24 差替 (文言の追加)

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要
5	第1編 第1章 総則 1-9 提出書類	3) 受注者は、契約時… 登録の期日は次によるものとする。 (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (2) 完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (3) 登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。	3) 受注者は、契約時… 登録の期日は次によるものとする。 (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内とする。 (2) 完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内とする。 (3) 登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き15日に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。	修正
5	第1編 第1章 総則 1-10 業務の打合せ等	記載なし	4) 調査職員及び管理技術者は「クイックレスポンス」に努める。 クイックレスポンスとは、問合せ等に対して、「その日のうち」に回答することをいう。なお、即日回答が困難な場合などは、いつまでに回答が必要かを確認し、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に回答するもの。 5) 調査職員と管理技術者による打合せは、テレビ・WEB会議を活用するものとし、事前に調査職員と協議のうえ、決定する。なお、打合せ方法に変更が生じた場合についても、都度調査職員と協議のうえ、変更できるものとする。 機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は発注者と受注者の双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは発注者と受注者との協議にて決定する。 受注者は、打合せの都度、その内容を書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。	項目等の追加
6	第1編 第1章 総則 1-14 作業時間	2) 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは官公庁の休日に現場で調査設計業務を行う場合、事前に理由を付した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。	2) 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは官公庁の休日に現場で調査設計業務を行う場合、事前に理由を付した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。ただし、1-19履行報告に定める週間工程表提出時に理由を付して調査職員に提出・確認をもって承諾を得たもので代用できるものとする。	追記
7	第1編 第1章 総則 1-19 履行報告	1) 受注者は、契約書第15条の規定に基づき履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。	1) 受注者は、契約書第15条の規定に基づき履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。ただし、業務工程計画と履行状況を比較できる工程管理表及び週間工程表等の様式を、事前に調査職員の承諾を得たうえで、履行状況として代用できるものとする。	追記 5 / 24 差替（文言の修正）
8	第1編 第1章 総則 1-21 検査	記載なし	11) 検査は、テレビ・WEB会議による検査を行うことができるものとし、調査職員と協議により決定する。 機器・機材（パソコン、モニター、プロジェクター等）及びインターネット通信は受発注者双方で準備するものとし、使用するアプリケーションは受発注者間の協議にて決定する。	項目等の追加
11	第1編 第1章 総則 1-32 個人情報の取扱い	1) 基本的事項 受注者は、個人情報の…を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等関係法令に基づき、個人情報の…	1) 基本的事項 受注者は、個人情報の…を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等関係法令に基づき、個人情報の…	修正
14	第1編 第1章 総則 1-36 委員会等の設置 3)	委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、1-23契約変更の規定によるものとする。	委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、「1-23契約変更」の規定によるものとする。	修正

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要
追加	第1編 第1章 総則 1-46 業務完成図書	記載なし	1-46 業務完成図書 1) 業務完成図書は、電子納品によるものとする。 電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「漁場設計・測量・調査等業務の電子納品要領（案）」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議のうえ、決定する。 2) 電子媒体の提出時はCD-R、DVD-R又はBD-Rを2部提出しなければならない。 3) 「紙」による報告書を提出する場合は、設計図書に定める内容にて提出すること。	項目等の追加
追加	第1編 第1章 総則 1-47 環境負荷低減への取組	記載なし	1-47 環境負荷低減への取組 受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。 1) エネルギーの苦言の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。 2) 臭気や外注の発生源となるものについて適正な管理や処分に努めること。 3) プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。 4) 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。 5) （※工事等を実施する場合）生物多様性に配慮した事業実施に努めること。 6) （※機械等を扱う場合）機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めること。 7) みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。	項目等の追加 クロスコンプライアンス
18	第2編 第1章測量業務 第1節深浅測量 1-1-5	2. 受注者は、最低水面…海上保安庁海洋情報部ホームページ (http://www1.kaiho.mlit.go.jp) の平均…	2. 受注者は、最低水面…海上保安庁海洋情報部ホームページ (https://www1.kaiho.mlit.go.jp) の平均…	修正
21	第2編 第1章測量業務 第2節水路測量 1-2-5 4.(1) 表2-2 音響測深機の性能（水深100m未満）	表2-1 音響測深機の性能（水深100m未満）	表2-2 音響測深機の性能（水深100m未満）	修正
23	第2編 第1章測量業務 第2節水路測量 1-2-5 5.(1) 表2-3 未測深幅	「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。 水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年4月1日海上保安庁告示第102号）	「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう。 水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年4月1日海上保安庁告示第102号 平成21年3月31日 海上保安庁告示第110号一部改正）	追記

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																																																																																																																		
29 ~ 31	第2編 第2章 環境調査業務 第2節 水質調査 表2-2 水質試験方法	表2-2 水質試験方法	表2-2 水質試験方法	修正																																																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 気 温</td> <td>JIS K 0102 7.1</td> </tr> <tr> <td>場 水 温</td> <td>JIS K 0102 7.2</td> </tr> <tr> <td>測 色 相</td> <td>JIS標準色票</td> </tr> <tr> <td>定 臭 気</td> <td>JIS K 0102 10.1</td> </tr> <tr> <td>項 塩 分</td> <td>海洋観測指針5.3</td> </tr> <tr> <td>目 透 明 度</td> <td>海洋観測指針(1999) 3.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>濁 度</td> <td>JIS K 0101 9.2、9.3、9.4 又は水中濁度計 YPC-1D</td> </tr> <tr> <td>生 水素イオン濃度(pH)</td> <td>JIS K 0102 12.1又はガラス電極法</td> </tr> <tr> <td>活 溶存酸素(DO)</td> <td>JIS K 0102 32.1又は隔膜電極法若しくは工學式センサ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>JIS K 0102 21</td> </tr> <tr> <td>環 化学的酸素要求量(COD)</td> <td>JIS K 0102 17</td> </tr> <tr> <td>境 浮遊物質(SS)</td> <td>環告第59号付表9</td> </tr> <tr> <td>項 大腸菌群数</td> <td>環告第59号別表2(最確数による定量法)又は厚生省・建設省令第1号別表第1</td> </tr> <tr> <td>目 全窒素</td> <td>JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全りん</td> <td>JIS K 0102 46.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>n-ヘキサン抽出物質</td> <td>環告第59号付表14又は環告第64号付表4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>亜鉛</td> <td>JIS K 0102 53</td> </tr> <tr> <td>健 кадミウム</td> <td>JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4</td> </tr> <tr> <td>康 全シアン</td> <td>JIS K 0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5</td> </tr> <tr> <td>項 鉛</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>目 六価クロム</td> <td>JIS K 0102 65.2(ただし、65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合JIS K 0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>砒素</td> <td>JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総水銀</td> <td>環告第59号付表2</td> </tr> <tr> <td>等 アルキル水銀</td> <td>環告第59号付表3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポリ塩化ビフェニル(PCB)</td> <td>環告第59号付表4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>四塩化炭素</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トリクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目		試験方法	現 気 温	JIS K 0102 7.1	場 水 温	JIS K 0102 7.2	測 色 相	JIS標準色票	定 臭 気	JIS K 0102 10.1	項 塩 分	海洋観測指針5.3	目 透 明 度	海洋観測指針(1999) 3.2		濁 度	JIS K 0101 9.2、9.3、9.4 又は水中濁度計 YPC-1D	生 水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1又はガラス電極法	活 溶存酸素(DO)	JIS K 0102 32.1又は隔膜電極法若しくは工學式センサ		生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 21	環 化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17	境 浮遊物質(SS)	環告第59号付表9	項 大腸菌群数	環告第59号別表2(最確数による定量法)又は厚生省・建設省令第1号別表第1	目 全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6		全りん	JIS K 0102 46.3		n-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4		亜鉛	JIS K 0102 53	健 кадミウム	JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4	康 全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5	項 鉛	JIS K 0102 54	目 六価クロム	JIS K 0102 65.2(ただし、65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合JIS K 0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)		砒素	JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4		総水銀	環告第59号付表2	等 アルキル水銀	環告第59号付表3		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	環告第59号付表4		ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2		四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2		トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2		シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 気 温</td> <td>JIS K 0102 7.1</td> </tr> <tr> <td>場 水 温</td> <td>JIS K 0102 7.2</td> </tr> <tr> <td>測 色 相</td> <td>JIS標準色票</td> </tr> <tr> <td>定 臭 気</td> <td>JIS K 0102 10.1</td> </tr> <tr> <td>項 塩 分</td> <td>海洋観測指針5.3</td> </tr> <tr> <td>目 透 明 度</td> <td>海洋観測指針 3.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>濁 度</td> <td>JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計</td> </tr> <tr> <td>生 水素イオン濃度(pH)</td> <td>JIS K 0102 12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</td> </tr> <tr> <td>活 溶存酸素(DO)</td> <td>JIS K 0102 32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</td> </tr> <tr> <td>環 生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>JIS K 0102 21</td> </tr> <tr> <td>境 化学的酸素要求量(COD)</td> <td>JIS K 0102 17</td> </tr> <tr> <td>項 浮遊物質(SS)</td> <td>環告第59号付表9</td> </tr> <tr> <td>目 大腸菌群数</td> <td>環告第59号付表10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全窒素</td> <td>JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全りん</td> <td>JIS K 0102 46.3 (46の備考9を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>n-ヘキサン抽出物質</td> <td>環告第59号付表14又は環告第64号付表4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>亜鉛</td> <td>JIS K 0102 53</td> </tr> <tr> <td>健 кадミウム</td> <td>JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4</td> </tr> <tr> <td>康 全シアン</td> <td>JIS K 0102 38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>項 鉛</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>目 六価クロム</td> <td>JIS K 0102 65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)ただし、次の1から3までに掲げる場合は、それぞれ1から3による。 1 65.2.1による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4又は65.2.5による場合(65.の備考11のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 65.2.6により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又はb)に定める操作を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	現 気 温	JIS K 0102 7.1	場 水 温	JIS K 0102 7.2	測 色 相	JIS標準色票	定 臭 気	JIS K 0102 10.1	項 塩 分	海洋観測指針5.3	目 透 明 度	海洋観測指針 3.2		濁 度	JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計	生 水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	活 溶存酸素(DO)	JIS K 0102 32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	環 生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 21	境 化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17	項 浮遊物質(SS)	環告第59号付表9	目 大腸菌群数	環告第59号付表10		全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)		全りん	JIS K 0102 46.3 (46の備考9を除く。)		n-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4		亜鉛	JIS K 0102 53	健 кадミウム	JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4	康 全シアン	JIS K 0102 38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環告第59号付表1	項 鉛	JIS K 0102 54	目 六価クロム	JIS K 0102 65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)ただし、次の1から3までに掲げる場合は、それぞれ1から3による。 1 65.2.1による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4又は65.2.5による場合(65.の備考11のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 65.2.6により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又はb)に定める操作を行うこと。
		試験項目	試験方法																																																																																																																																			
		現 気 温	JIS K 0102 7.1																																																																																																																																			
		場 水 温	JIS K 0102 7.2																																																																																																																																			
		測 色 相	JIS標準色票																																																																																																																																			
		定 臭 気	JIS K 0102 10.1																																																																																																																																			
		項 塩 分	海洋観測指針5.3																																																																																																																																			
		目 透 明 度	海洋観測指針(1999) 3.2																																																																																																																																			
			濁 度		JIS K 0101 9.2、9.3、9.4 又は水中濁度計 YPC-1D																																																																																																																																	
		生 水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1又はガラス電極法																																																																																																																																			
		活 溶存酸素(DO)	JIS K 0102 32.1又は隔膜電極法若しくは工學式センサ																																																																																																																																			
			生物化学的酸素要求量 (BOD)		JIS K 0102 21																																																																																																																																	
		環 化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17																																																																																																																																			
		境 浮遊物質(SS)	環告第59号付表9																																																																																																																																			
		項 大腸菌群数	環告第59号別表2(最確数による定量法)又は厚生省・建設省令第1号別表第1																																																																																																																																			
		目 全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6																																																																																																																																			
			全りん		JIS K 0102 46.3																																																																																																																																	
			n-ヘキサン抽出物質		環告第59号付表14又は環告第64号付表4																																																																																																																																	
			亜鉛		JIS K 0102 53																																																																																																																																	
		健 кадミウム	JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4																																																																																																																																			
		康 全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5																																																																																																																																			
		項 鉛	JIS K 0102 54																																																																																																																																			
		目 六価クロム	JIS K 0102 65.2(ただし、65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合JIS K 0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)																																																																																																																																			
			砒素		JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4																																																																																																																																	
			総水銀		環告第59号付表2																																																																																																																																	
		等 アルキル水銀	環告第59号付表3																																																																																																																																			
			ポリ塩化ビフェニル(PCB)		環告第59号付表4																																																																																																																																	
			ジクロロメタン		JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																																	
			四塩化炭素		JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																																	
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2																																																																																																																																				
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																																				
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																																				
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																																				
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																																				
試験項目	試験方法																																																																																																																																					
現 気 温	JIS K 0102 7.1																																																																																																																																					
場 水 温	JIS K 0102 7.2																																																																																																																																					
測 色 相	JIS標準色票																																																																																																																																					
定 臭 気	JIS K 0102 10.1																																																																																																																																					
項 塩 分	海洋観測指針5.3																																																																																																																																					
目 透 明 度	海洋観測指針 3.2																																																																																																																																					
	濁 度	JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計																																																																																																																																				
生 水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法																																																																																																																																					
活 溶存酸素(DO)	JIS K 0102 32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法																																																																																																																																					
環 生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 21																																																																																																																																					
境 化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17																																																																																																																																					
項 浮遊物質(SS)	環告第59号付表9																																																																																																																																					
目 大腸菌群数	環告第59号付表10																																																																																																																																					
	全窒素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)																																																																																																																																				
	全りん	JIS K 0102 46.3 (46の備考9を除く。)																																																																																																																																				
	n-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4																																																																																																																																				
	亜鉛	JIS K 0102 53																																																																																																																																				
健 кадミウム	JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4																																																																																																																																					
康 全シアン	JIS K 0102 38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環告第59号付表1																																																																																																																																					
項 鉛	JIS K 0102 54																																																																																																																																					
目 六価クロム	JIS K 0102 65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)ただし、次の1から3までに掲げる場合は、それぞれ1から3による。 1 65.2.1による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4又は65.2.5による場合(65.の備考11のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 65.2.6により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又はb)に定める操作を行うこと。																																																																																																																																					

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																																																																																																												
29 ~ 31	第2編 第2章 環境調査業務 第2節 水質調査 表2-2 水質試験方法	表2-2 水質試験方法	表2-2 水質試験方法	修正																																																																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.1-トリクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1.1.2-トリクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1.3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>環告第59号付表5</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>環告第59号付表6の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>環告第59号付表6の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)</td> </tr> <tr> <td>フッ素</td> <td>JIS K 0102 34.1又は34.1(C)及び付表7</td> </tr> <tr> <td>ホウ素</td> <td>JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4</td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>環告第59号付表8</td> </tr> <tr> <td>フェノール類</td> <td>JIS K 0102 28.1.2</td> </tr> <tr> <td>錳</td> <td>JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5</td> </tr> <tr> <td>鉄(溶解性)</td> <td>JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4</td> </tr> <tr> <td>マンガン(溶解性)</td> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5</td> </tr> <tr> <td>クロム</td> <td>JIS K 0102 65.1</td> </tr> <tr> <td>有機磷化合物</td> <td>環告第64号付表1又は「メチル」又は「メチル」若しくはEPNは JIS K 0102 31.1(カ「スクロマト」グラフ法を除く)、メチル」メチルは環 告第64号付表2</td> </tr> <tr> <td>アンモニア性窒素</td> <td>JIS K 0102 42.2、42.3、42.5又は42.6</td> </tr> <tr> <td>クロロホルム</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>トランス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロプロパン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>p-ジクロロベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>イソキサチオン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ダイアジノン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>フェントロチオン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>イソプロチオラン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>オキシ銅</td> <td>環水規第121号付表2</td> </tr> <tr> <td>クロタロニル</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>プロピザミド</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>E P N</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ジクロルボス</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>フェノバルブ</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>イプロベンホス</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>クロロニトロフェン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>フタル酸ジ「エチル」キシル</td> <td>環水規第121号付表3の第1又は第2</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	1.1.1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1.1.2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1.3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1	チウラム	環告第59号付表5	シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	セレン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)	フッ素	JIS K 0102 34.1又は34.1(C)及び付表7	ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4	1,4-ジオキサン	環告第59号付表8	フェノール類	JIS K 0102 28.1.2	錳	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	鉄(溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	マンガン(溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	クロム	JIS K 0102 65.1	有機磷化合物	環告第64号付表1又は「メチル」又は「メチル」若しくはEPNは JIS K 0102 31.1(カ「スクロマト」グラフ法を除く)、メチル」メチルは環 告第64号付表2	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5又は42.6	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2	フェントロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2	オキシ銅	環水規第121号付表2	クロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2	E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2	ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2	フェノバルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2	クロロニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	フタル酸ジ「エチル」キシル	環水規第121号付表3の第1又は第2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砒素</td> <td>JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>環告第59号付表2</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>環告第59号付表3</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニール(PCB)</td> <td>環告第59号付表4</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>環告第59号付表5</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>環告第59号付表6の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>環告第59号付表6の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4</td> </tr> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)</td> </tr> <tr> <td>フッ素</td> <td>JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1 c。(注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合、これを省略することができる。)及び環告第59号付表7</td> </tr> <tr> <td>ホウ素</td> <td>JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	砒素	JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4	総水銀	環告第59号付表2	アルキル水銀	環告第59号付表3	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	チウラム	環告第59号付表5	シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	セレン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)	フッ素	JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1 c。(注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合、これを省略することができる。)及び環告第59号付表7	ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4	
		試験項目	試験方法																																																																																																																													
		1.1.1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																													
		1.1.2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																													
		1.3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1																																																																																																																													
		チウラム	環告第59号付表5																																																																																																																													
		シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2																																																																																																																													
		チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2																																																																																																																													
		ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																													
		セレン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4																																																																																																																													
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)																																																																																																																													
		フッ素	JIS K 0102 34.1又は34.1(C)及び付表7																																																																																																																													
		ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4																																																																																																																													
		1,4-ジオキサン	環告第59号付表8																																																																																																																													
		フェノール類	JIS K 0102 28.1.2																																																																																																																													
		錳	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5																																																																																																																													
		鉄(溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4																																																																																																																													
		マンガン(溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5																																																																																																																													
		クロム	JIS K 0102 65.1																																																																																																																													
		有機磷化合物	環告第64号付表1又は「メチル」又は「メチル」若しくはEPNは JIS K 0102 31.1(カ「スクロマト」グラフ法を除く)、メチル」メチルは環 告第64号付表2																																																																																																																													
		アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5又は42.6																																																																																																																													
		クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																																													
		トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																																													
		1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																																													
		p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																																													
		イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																													
		ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																													
		フェントロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																													
		イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																													
		オキシ銅	環水規第121号付表2																																																																																																																													
クロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																															
プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																															
E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																															
ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																															
フェノバルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																															
イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																															
クロロニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																																															
トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																															
キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																															
フタル酸ジ「エチル」キシル	環水規第121号付表3の第1又は第2																																																																																																																															
試験項目	試験方法																																																																																																																															
砒素	JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4																																																																																																																															
総水銀	環告第59号付表2																																																																																																																															
アルキル水銀	環告第59号付表3																																																																																																																															
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4																																																																																																																															
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																															
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																															
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2																																																																																																																															
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																															
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																															
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																															
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																															
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																															
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																															
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																																															
チウラム	環告第59号付表5																																																																																																																															
シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2																																																																																																																															
チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2																																																																																																																															
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																															
セレン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4																																																																																																																															
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)																																																																																																																															
フッ素	JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1 c。(注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合、これを省略することができる。)及び環告第59号付表7																																																																																																																															
ホウ素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4																																																																																																																															

現頁	行又は項目	現行 (R 4. 4)	改定	摘要																																																																													
29 ~ 31	第2編 第2章 環境調査業務 第2節水質調査 表2-2 水質試験方法	<p style="text-align: center;">表2-2 水質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">試験項目</th> <th style="width: 70%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニッケル</td> <td>JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td> </tr> <tr> <td>モリブデン</td> <td>JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td> </tr> <tr> <td>アンチモン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1</td> </tr> <tr> <td>エピクロヒドリン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2</td> </tr> <tr> <td>全マンガン</td> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノ酸；令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日 改正：環境省告示第46号平成31年3月20日)を示す。 「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第1号昭和37年12月17日)を示す。 「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日 改正：環境省告示第47号平成31年3月20日)を示す。 「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第121号平成5年4月28日 改正：環水管69号平成11年3月12日)を示す。 「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第040331003号、環水土第040331005号平成16年3月31日)を示す。 「環水大発第2005281号、環水大土第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施工等について(通知)」(環水大発第2005281号、環水大土第2005282号令和2年5月28日)を示す。</p>	試験項目	試験方法	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1	エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2	全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	ウラン	環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノ酸；令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1	<p style="text-align: center;">表2-2 水質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">試験項目</th> <th style="width: 70%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 殊 銅</td> <td>フェノール類 JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに28.1.3のただし書以降を除く。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">項 目</td> <td>JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5</td> </tr> <tr> <td>JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4</td> </tr> <tr> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5</td> </tr> <tr> <td>JIS K 0102 65.1</td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNIはJIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。) メチルジメトンは環告第64号付表2</td> </tr> <tr> <td>特 殊 項 目</td> <td>アンモニア性窒素 JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7 (ただし、42.2、42.6又は42.7により測定する場合において、42.1 c)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">要 監 視 項 目</td> <td>クロロホルム</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>トランス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロプロパン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>p-ジクロロベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>イソキサチオン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ダイアジノン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>フェニトロチオン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>イソプロチオラン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>オキシシン銅</td> <td>環水規第121号付表2</td> </tr> <tr> <td>クロタクロニル</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>プロピザミド</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>E P N</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ジクロロボス</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>フェノブカルブ</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>イブペンホス</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>クロロニトロフェン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">項 目</td> <td>トルエン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>フタル酸ジエチルヘキシル</td> <td>環水規第121号付表3の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td> </tr> <tr> <td>モリブデン</td> <td>JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td> </tr> <tr> <td>アンチモン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	特 殊 銅	フェノール類 JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに28.1.3のただし書以降を除く。)	項 目	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	JIS K 0102 65.1	有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNIはJIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。) メチルジメトンは環告第64号付表2	特 殊 項 目	アンモニア性窒素 JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7 (ただし、42.2、42.6又は42.7により測定する場合において、42.1 c)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。	要 監 視 項 目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2	フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2	オキシシン銅	環水規第121号付表2	クロタクロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2	E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2	ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2	イブペンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2	クロロニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2	項 目	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1	修正
		試験項目	試験方法																																																																														
ニッケル	JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5																																																																																
モリブデン	JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5																																																																																
アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3																																																																																
塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1																																																																																
エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2																																																																																
全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5																																																																																
ウラン	環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタノ酸；令和2年5月28日環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1																																																																																
試験項目	試験方法																																																																																
特 殊 銅	フェノール類 JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに28.1.3のただし書以降を除く。)																																																																																
項 目	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5																																																																																
	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4																																																																																
	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5																																																																																
	JIS K 0102 65.1																																																																																
有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNIはJIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。) メチルジメトンは環告第64号付表2																																																																																
特 殊 項 目	アンモニア性窒素 JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7 (ただし、42.2、42.6又は42.7により測定する場合において、42.1 c)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。																																																																																
要 監 視 項 目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																															
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																															
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																															
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																															
	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																															
	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																															
	フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																															
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																															
	オキシシン銅	環水規第121号付表2																																																																															
	クロタクロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																															
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																															
	E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																															
	ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																															
	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																															
イブペンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																
クロロニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																
項 目	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																															
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																															
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2																																																																															
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5																																																																															
	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5																																																																															
	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3																																																																															
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1																																																																															

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要										
29 ～ 31	第2編 第2章 環境調査業務 第2節 水質調査 表2-2 水質試験方法		<p style="text-align: center;">表2-2 水質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">試験項目</th> <th style="width: 70%;">試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エビクロヒドリ</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2</td> </tr> <tr> <td>要 監 全マンガン</td> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）</td> </tr> <tr> <td>視 ウ ラ ン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2</td> </tr> <tr> <td>項 目 ペ ル フ ル オ ロ オ ク タ ン ス ル ホ ン 酸 及 び ペ ル フ ル オ ロ オ ク タ ン 酸</td> <td>令和2年5月28日 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号 昭和46年12月28日 改正：環境省告示第62号 令和3年10月7日)を示す。 ・「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第1号 昭和37年12月17日)を示す。 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正：環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。 ・「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第121号 平成5年4月28日 改正：環水管69号 平成11年3月12日)を示す。 ・「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第040331003号、環水土第040331005号 平成16年3月31日)を示す。 ・「環水大発第2005281号、環水大発第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水大発第2005281号、環水大発第2005282号 令和2年5月28日)を示す。</p>	試験項目	試験方法	エビクロヒドリ	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2	要 監 全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	視 ウ ラ ン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2	項 目 ペ ル フ ル オ ロ オ ク タ ン ス ル ホ ン 酸 及 び ペ ル フ ル オ ロ オ ク タ ン 酸	令和2年5月28日 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1	修正
試験項目	試験方法													
エビクロヒドリ	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2													
要 監 全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）													
視 ウ ラ ン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2													
項 目 ペ ル フ ル オ ロ オ ク タ ン ス ル ホ ン 酸 及 び ペ ル フ ル オ ロ オ ク タ ン 酸	令和2年5月28日 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1													
32	第2編 第2章 環境調査業務 2-2-7 2.	2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。 ①調査方針と水質調査内容の適切性 ②試験結果と既存資料の整合性 ③成果物の適切性	2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。 (1) 調査方針と水質調査内容の適切性 (2) 試験結果と既存資料の整合性 (3) 成果物の適切性	修正										

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																																																																																																																																																																		
33 ~ 35	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 表2-3 底質試験方法	表2-3 底質試験方法																																																																																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>報告第59号付表3及び報告第64号付表3</td> <td>汚泥、水底土砂、腐酸腐アルカリ</td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1 4.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>報告第59号付表2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1 4.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 55</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 54</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>報告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては報告第64号付表2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>JIS K 0102 65.2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1 2.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 61</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.1 1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>報告第59号付表3又はJIS K 0093</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機塩素化合物</td> <td></td> <td></td> <td>報告第14号別表1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銅又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 52</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 53</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふっ化物</td> <td>JIS K 0102 34</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ペリリウム又は化合物</td> <td>報告第13号別表7</td> <td>最終改定：平成12年1月14日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 65.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニッケル又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 59</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バナジウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 70</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	アルキル水銀化合物	報告第59号付表3及び報告第64号付表3	汚泥、水底土砂、腐酸腐アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.1 4.2		水銀又はその化合物	報告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.1 4.1		カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55		底質調査方法Ⅱ.5.1		鉛又はその化合物	JIS K 0102 54		底質調査方法Ⅱ.5.2		有機燐化合物	報告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては報告第64号付表2)				六価クロム化合物	JIS K 0102 65.2		底質調査方法Ⅱ.5.1 2.3		ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61		底質調査方法Ⅱ.5.9		シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.4.1 1		P C B	報告第59号付表3又はJIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4		有機塩素化合物			報告第14号別表1		銅又はその化合物	JIS K 0102 52		底質調査方法Ⅱ.5.3		亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53		底質調査方法Ⅱ.5.4		ふっ化物	JIS K 0102 34				トリクロロエチレン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5				テトラクロロエチレン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5				ペリリウム又は化合物	報告第13号別表7	最終改定：平成12年1月14日			クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ.5.1 2		ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59				バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70				ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>報告第59号付表3及び報告第64号付表3</td> <td>汚泥、水底土砂、腐酸腐アルカリ</td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1 4.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>報告第59号付表2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1 4.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 54 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>報告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては報告第64号付表2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>報告第13号別表1又は追加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2 (JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>報告第59号付表4又はJIS K 0093</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機塩素化合物</td> <td></td> <td></td> <td>報告第14号別表1で作成した検成をJIS K 0102 35.3で測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銅又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	アルキル水銀化合物	報告第59号付表3及び報告第64号付表3	汚泥、水底土砂、腐酸腐アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.1 4.2		水銀又はその化合物	報告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.1 4.1		カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.1		鉛又はその化合物	JIS K 0102 54 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.2		有機燐化合物	報告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては報告第64号付表2)				六価クロム化合物	報告第13号別表1又は追加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2 (JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.12.3		ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法Ⅱ.5.9		シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.4.11		P C B	報告第59号付表4又はJIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4		有機塩素化合物			報告第14号別表1で作成した検成をJIS K 0102 35.3で測定		銅又はその化合物	JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.3		亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.4		
		試験項目		溶出試験		含有量試験																																																																																																																																																																																
			試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																																																																																
		アルキル水銀化合物	報告第59号付表3及び報告第64号付表3	汚泥、水底土砂、腐酸腐アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.1 4.2																																																																																																																																																																																	
		水銀又はその化合物	報告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.1 4.1																																																																																																																																																																																	
		カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55		底質調査方法Ⅱ.5.1																																																																																																																																																																																	
		鉛又はその化合物	JIS K 0102 54		底質調査方法Ⅱ.5.2																																																																																																																																																																																	
		有機燐化合物	報告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては報告第64号付表2)																																																																																																																																																																																			
		六価クロム化合物	JIS K 0102 65.2		底質調査方法Ⅱ.5.1 2.3																																																																																																																																																																																	
		ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61		底質調査方法Ⅱ.5.9																																																																																																																																																																																	
		シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.4.1 1																																																																																																																																																																																	
		P C B	報告第59号付表3又はJIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4																																																																																																																																																																																	
		有機塩素化合物			報告第14号別表1																																																																																																																																																																																	
		銅又はその化合物	JIS K 0102 52		底質調査方法Ⅱ.5.3																																																																																																																																																																																	
		亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53		底質調査方法Ⅱ.5.4																																																																																																																																																																																	
		ふっ化物	JIS K 0102 34																																																																																																																																																																																			
		トリクロロエチレン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																			
		テトラクロロエチレン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5																																																																																																																																																																																			
		ペリリウム又は化合物	報告第13号別表7	最終改定：平成12年1月14日																																																																																																																																																																																		
		クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ.5.1 2																																																																																																																																																																																	
		ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59																																																																																																																																																																																			
		バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70																																																																																																																																																																																			
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1																																																																																																																																																																																					
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																																																																																																			
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																																																																																		
アルキル水銀化合物	報告第59号付表3及び報告第64号付表3	汚泥、水底土砂、腐酸腐アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.1 4.2																																																																																																																																																																																			
水銀又はその化合物	報告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.1 4.1																																																																																																																																																																																			
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.1																																																																																																																																																																																			
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.2																																																																																																																																																																																			
有機燐化合物	報告第64号付表1又はJIS K 0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては報告第64号付表2)																																																																																																																																																																																					
六価クロム化合物	報告第13号別表1又は追加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限り65.2 (JIS K 0102 65.2.6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.12.3																																																																																																																																																																																			
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法Ⅱ.5.9																																																																																																																																																																																			
シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.4.11																																																																																																																																																																																			
P C B	報告第59号付表4又はJIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4																																																																																																																																																																																			
有機塩素化合物			報告第14号別表1で作成した検成をJIS K 0102 35.3で測定																																																																																																																																																																																			
銅又はその化合物	JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.3																																																																																																																																																																																			
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.4																																																																																																																																																																																			

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要			
33 ~ 35	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 表2-3 底質試験方法	表2-3 底質試験方法		修正			
		表2-3 底質試験方法					
		試験項目	溶出試験		含有量試験		
			試験方法		摘要	試験方法	摘要
		四塩化炭素	環告第14号別表第2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5				
		1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				
		1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				
		シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				
		1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表第2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5				
		1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表第2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5				
		1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				
		チウラム	環告第59号付表5				
		シマジン	環告第59号付表6				
		チオベンカルブ	環告第59号付表7				
		ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2				
		セレン	JIS K 0102 67				
		1,4-ジオキサン	環告第59号付表7				
		ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成21年3月改定環境省水・大気環境局水環境課))		
		泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法		
		泥色			新版標準土色帳による		
		水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法 II.4.4		
		化学的酸素要求量 (COD _{sed}) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法 II.4.7		
		試験項目	溶出試験		含有量試験		
	試験方法	摘要	試験方法	摘要			
ふっ化物	JIS K 0102 34 (34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法 II.4.12				
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II.6.1				
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II.6.1				
ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7		底質調査方法 II.5.15				
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法 II.5.12				
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている。JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II.5.7				
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法 II.5.16				
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法 II.6.1				
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II.6.1				
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法 II.6.1				
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法 II.6.1				
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法 II.6.1				
1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法 II.6.1				
1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法 II.6.1				
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法 II.6.1				
チウラム	環告第59号付表5						
シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法 II.6.2.1				
チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法 II.6.2.1				
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法 II.6.1				

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																																																																																		
33 ~ 35	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 表2-3 底質試験方法	<p>表2-3 底質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫化物 (T-S)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4. 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>強熱減量 (I-L)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4. 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>密度 (比重)</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1202</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒度組成</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1202</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号 昭和46年12月28日改正: 環境省告示第46号 平成31年3月20日)を示す。 「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正: 環境省告示第47号平成31年3月20日)を示す。 「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号 平成24年8月8日)を示す。 「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号 昭和48年2月17日 改正: 環境省告示第72号 平成26年5月30日)を示す。 「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示13号 昭和48年2月17日 改正: 環境省告示第35号 令和2年3月30日)を示す。 「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号 平成11年12月27日 改正: 環境省告示第46号平成14年7月22日)を示す。</p>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	硫化物 (T-S)			底質調査方法 II. 4. 6		強熱減量 (I-L)			底質調査方法 II. 4. 2		密度 (比重)			JIS A 1202		粒度組成			JIS A 1202		<p>表2-3 底質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102 67</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5. 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサ</td> <td>環告第59号付表8 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のOBSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 6. 12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>環告第14号第四 JIS K 0312</td> <td></td> <td>環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局水環境課))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥温</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 0102 7に準ずる方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥色</td> <td></td> <td></td> <td>新版標準土色帳による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4. 4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (CODsed)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4. 7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過マンガン酸カリウムによる酸素消費量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫化物 (T-S)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4. 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>強熱減量 (I-L)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4. 2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>密度 (比重)</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1202</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒度組成</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1204</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日 改正: 環境省告示第62号 令和3年10月7日)を示す。 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正: 環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。 ・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号 平成24年8月8日)を示す。 ・「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号 昭和48年2月17日 改正: 環境省告示第56号 令和2年6月4日号外)を示す。 ・「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示13号 昭和48年2月17日 改正: 環境省告示第35号 令和2年3月30日)を示す。 ・「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号 平成11年12月27日 改正: 環境省告示第89号 令和4年11月25日号外)を示す。</p>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法 II. 5. 10		1,4-ジオキサ	環告第59号付表8 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のOBSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法 II. 6. 12		ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局水環境課))		泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法		泥色			新版標準土色帳による		水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法 II. 4. 4		化学的酸素要求量 (CODsed)			底質調査方法 II. 4. 7		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					硫化物 (T-S)			底質調査方法 II. 4. 6		強熱減量 (I-L)			底質調査方法 II. 4. 2		密度 (比重)			JIS A 1202		粒度組成			JIS A 1204		修正
		試験項目		溶出試験		含有量試験																																																																																																
試験方法	摘要		試験方法	摘要																																																																																																		
硫化物 (T-S)			底質調査方法 II. 4. 6																																																																																																			
強熱減量 (I-L)			底質調査方法 II. 4. 2																																																																																																			
密度 (比重)			JIS A 1202																																																																																																			
粒度組成			JIS A 1202																																																																																																			
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																			
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																		
セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法 II. 5. 10																																																																																																			
1,4-ジオキサ	環告第59号付表8 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のOBSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法 II. 6. 12																																																																																																			
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局水環境課))																																																																																																			
泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法																																																																																																			
泥色			新版標準土色帳による																																																																																																			
水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法 II. 4. 4																																																																																																			
化学的酸素要求量 (CODsed)			底質調査方法 II. 4. 7																																																																																																			
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量																																																																																																						
硫化物 (T-S)			底質調査方法 II. 4. 6																																																																																																			
強熱減量 (I-L)			底質調査方法 II. 4. 2																																																																																																			
密度 (比重)			JIS A 1202																																																																																																			
粒度組成			JIS A 1204																																																																																																			
36	第2編 第2章 環境調査業務 第4節 騒音調査 2-4-3	受注者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ…	受注者は、調査の実施に当り、既存資料、観測データ…	修正																																																																																																		

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																																																																																
36	第2編 第2章 環境調査業務 第4節騒音調査 2-4-4 2.	(2) 受注者は、「騒音に係る環境基準(平成11年4月1日施行)」の定める方法により測定しなければならない。	(2) 受注者は、「騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示64号)」の定める方法により測定しなければならない。	修正																																																																																																
38 ~ 39	第2編 第2章 環境調査業務 第6節悪臭調査 表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法	<p>表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td>環告第9号別表第1</td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td rowspan="2">環告第9号別表第2</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> </tr> <tr> <td>酸化メチル</td> <td rowspan="2">環告第9号別表第3</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>二酸化メチル</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td rowspan="2">環告第9号別表第4</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td rowspan="4">環告第9号別表第5</td> <td rowspan="4">敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレリルアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>イソバレリルアルデヒド</td> <td rowspan="2">環告第9号別表第6</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td rowspan="2">環告第9号別表第7</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く)</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td rowspan="2">環告第9号別表第8</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td rowspan="3">環告第9号別表第9</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トルエン</td> <td rowspan="2">環告第9号別表第7</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く)</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td rowspan="3">環告第9号別表第8</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	摘要	アンモニア	環告第9号別表第1	敷地境界及び発生源	メチルメルカプタン	環告第9号別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)	硫化水素	酸化メチル	環告第9号別表第3	敷地境界及び発生源	二酸化メチル	トリメチルアミン	環告第9号別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	環告第9号別表第5	敷地境界及び発生源	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレリルアルデヒド	イソバレリルアルデヒド	環告第9号別表第6	敷地境界及び発生源	イソブタノール	酢酸エチル	環告第9号別表第7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く)	メチルイソブチルケトン	トルエン	環告第9号別表第8		キシレン	プロピオン酸	環告第9号別表第9		ノルマル吉草酸	イソ吉草酸	定項目	測定方法	摘要	トルエン	環告第9号別表第7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く)	スチレン	キシレン	環告第9号別表第8		プロピオン酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸			<p>表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td>環告第9号 別表第1</td> <td>敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td rowspan="2">環告第9号 別表第2</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> </tr> <tr> <td>酸化メチル</td> <td rowspan="2">環告第9号 別表第3</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>二酸化メチル</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td rowspan="2">環告第9号 別表第4</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td rowspan="4">環告第9号 別表第5、別表9 又は別表10</td> <td rowspan="4">敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレリルアルデヒド</td> </tr> <tr> <td>イソバレリルアルデヒド</td> <td rowspan="2">環告第9号 別表第6、別表9 又は別表10</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td rowspan="2">環告第9号 別表第7、別表9 又は別表10</td> <td rowspan="2">敷地境界及び発生源</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td rowspan="2">環告第9号 別表第7又は別表10</td> <td rowspan="2">敷地境界</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td rowspan="2">環告第9号 別紙第8</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	摘要	アンモニア	環告第9号 別表第1	敷地境界及び発生源	メチルメルカプタン	環告第9号 別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)	硫化水素	酸化メチル	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源	二酸化メチル	トリメチルアミン	環告第9号 別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	環告第9号 別表第5、別表9 又は別表10	敷地境界及び発生源	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレリルアルデヒド	イソバレリルアルデヒド	環告第9号 別表第6、別表9 又は別表10	敷地境界及び発生源	イソブタノール	酢酸エチル	環告第9号 別表第7、別表9 又は別表10	敷地境界及び発生源	メチルイソブチルケトン	トルエン	環告第9号 別表第7又は別表10	敷地境界	キシレン	スチレン	環告第9号 別紙第8		プロピオン酸	追記
測定項目	測定方法	摘要																																																																																																		
アンモニア	環告第9号別表第1	敷地境界及び発生源																																																																																																		
メチルメルカプタン	環告第9号別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)																																																																																																		
硫化水素																																																																																																				
酸化メチル	環告第9号別表第3	敷地境界及び発生源																																																																																																		
二酸化メチル																																																																																																				
トリメチルアミン	環告第9号別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)																																																																																																		
アセトアルデヒド																																																																																																				
プロピオンアルデヒド	環告第9号別表第5	敷地境界及び発生源																																																																																																		
ノルマルブチルアルデヒド																																																																																																				
イソブチルアルデヒド																																																																																																				
ノルマルバレリルアルデヒド																																																																																																				
イソバレリルアルデヒド	環告第9号別表第6	敷地境界及び発生源																																																																																																		
イソブタノール																																																																																																				
酢酸エチル	環告第9号別表第7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く)																																																																																																		
メチルイソブチルケトン																																																																																																				
トルエン	環告第9号別表第8																																																																																																			
キシレン																																																																																																				
プロピオン酸	環告第9号別表第9																																																																																																			
ノルマル吉草酸																																																																																																				
イソ吉草酸																																																																																																				
定項目	測定方法	摘要																																																																																																		
トルエン	環告第9号別表第7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く)																																																																																																		
スチレン																																																																																																				
キシレン	環告第9号別表第8																																																																																																			
プロピオン酸																																																																																																				
ノルマル吉草酸																																																																																																				
イソ吉草酸																																																																																																				
測定項目	測定方法	摘要																																																																																																		
アンモニア	環告第9号 別表第1	敷地境界及び発生源																																																																																																		
メチルメルカプタン	環告第9号 別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)																																																																																																		
硫化水素																																																																																																				
酸化メチル	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源																																																																																																		
二酸化メチル																																																																																																				
トリメチルアミン	環告第9号 別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)																																																																																																		
アセトアルデヒド																																																																																																				
プロピオンアルデヒド	環告第9号 別表第5、別表9 又は別表10	敷地境界及び発生源																																																																																																		
ノルマルブチルアルデヒド																																																																																																				
イソブチルアルデヒド																																																																																																				
ノルマルバレリルアルデヒド																																																																																																				
イソバレリルアルデヒド	環告第9号 別表第6、別表9 又は別表10	敷地境界及び発生源																																																																																																		
イソブタノール																																																																																																				
酢酸エチル	環告第9号 別表第7、別表9 又は別表10	敷地境界及び発生源																																																																																																		
メチルイソブチルケトン																																																																																																				
トルエン	環告第9号 別表第7又は別表10	敷地境界																																																																																																		
キシレン																																																																																																				
スチレン	環告第9号 別紙第8																																																																																																			
プロピオン酸																																																																																																				
39	第2編 第2章 環境調査業務 第6節悪臭調査 表2-6 悪臭物質排出成分濃度測定方法	<p>表2-6 悪臭物質排出成分濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫化水素</td> <td rowspan="4">環告第9号別表第2の3</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> </tr> <tr> <td>酸化メチル</td> </tr> <tr> <td>二酸化メチル</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号 昭和47年5月30日)を示す。 「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号 平成7年9月13日)を示す。</p>	測定項目	測定方法	摘要	硫化水素	環告第9号別表第2の3		メチルメルカプタン	酸化メチル	二酸化メチル	<p>表2-6 悪臭物質排出成分濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫化水素</td> <td rowspan="4">環告第9号別表第2の3</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> </tr> <tr> <td>酸化メチル</td> </tr> <tr> <td>二酸化メチル</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号 昭和47年5月30日 改正:環境庁告示8号 令和2年1月23日)を示す。 ・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号 平成7年9月13日 改正:環境庁告示79号 平成28年8月19日)を示す。</p>	測定項目	測定方法	摘要	硫化水素	環告第9号別表第2の3		メチルメルカプタン	酸化メチル	二酸化メチル	追記																																																																														
測定項目	測定方法	摘要																																																																																																		
硫化水素	環告第9号別表第2の3																																																																																																			
メチルメルカプタン																																																																																																				
酸化メチル																																																																																																				
二酸化メチル																																																																																																				
測定項目	測定方法	摘要																																																																																																		
硫化水素	環告第9号別表第2の3																																																																																																			
メチルメルカプタン																																																																																																				
酸化メチル																																																																																																				
二酸化メチル																																																																																																				
50	第2編 第5章 磁気探査業務 第1節磁気探査 5-1-2	受注者は、探査を実施するに当たり、必要な…	受注者は、探査を実施するに 当り 、必要な…	修正																																																																																																
54	第2編 第7章 水理模型実験業務 第1節水理模型実験 7-1-2	受注者は、実験を行うにあたり、事前に…	受注者は、実験を行うに 当り 、事前に…	修正																																																																																																

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																								
55	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査 1-1-2	1. 受注者は、陸上部…関係機関と協議の上、現場…	1. 受注者は、陸上部…関係機関と協議の <u>うえ</u> 、現場…	修正																																								
57	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査 1-1-7 4.	4. 孔内水平載荷試験 (1) 略 (2) 受注者は、「JGS1421 (孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)」により載荷試験を行わなければならない。	4. 孔内載荷試験 (1) 略 (2) 受注者は、「 JGS1531-2012地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験 」、「 JGS3531-2012地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験 」及び「 JGS3532-2012ボアホールジャッキ試験 」により載荷試験を行わなければならない。	修正																																								
59	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査 1-1-9 表3-4	<p style="text-align: center;">表3-4 試料番号記入例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>件名</td> <td>K12-5</td> <td>12.75m~13.55m</td> <td>1=80/80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(i)</td> <td>(p)</td> <td>(h)</td> <td>(c)</td> <td>(h)</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">H5-1-27</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(φ)</td> </tr> </table>	件名	K12-5	12.75m~13.55m	1=80/80		(i)	(p)	(h)	(c)	(h)	H5-1-27					(φ)					<p style="text-align: center;">表3-4 試料番号記入例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>件名</td> <td>K12-5</td> <td>12.75m~13.55m</td> <td>1=80/80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">R4-1-27</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">⑤</td> </tr> </table>	件名	K12-5	12.75m~13.55m	1=80/80		①	②	③	④	⑥	R4-1-27					⑤					修正
件名	K12-5	12.75m~13.55m	1=80/80																																									
(i)	(p)	(h)	(c)	(h)																																								
H5-1-27																																												
(φ)																																												
件名	K12-5	12.75m~13.55m	1=80/80																																									
①	②	③	④	⑥																																								
R4-1-27																																												
⑤																																												
61	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査 1-1-12	(3) 受注者は、地盤情報…検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。 受注者は、地盤情報公開及び…発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定…	(3) 受注者は、地盤情報…検定を受けた <u>うえ</u> で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。 受注者は、地盤情報公開及び…発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した <u>うえ</u> で、検定の申込を行うこととする。なお、検定…	修正																																								
管1	調査業務写真管理基準 2章 深淺測量	工種 1) 深淺測量 注意事項及び説明 船上…の作業状況撮影	工種 1) 深淺測量 注意事項及び説明 船上…の作業状況 を 撮影	修正																																								
管2	調査業務写真管理基準 4章 土質調査	工種 土質調査 撮影区分 品質管理 撮影項目 乱さない試料採取後の状況	工種 土質調査 撮影区分 品質管理 撮影項目 乱れの少ない 試料採取後の状況	修正																																								

現頁	行又は項目	現行 (R 4. 4)		改定		摘要
資1	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覧 航行安全に関する法令	分 類	法 令 名	分 類	法 令 名	追記
		航行安全に関する法令	海上衝突予防法 (昭和52. 6. 1 法律第62号) 同 施行規則 (昭和52. 7. 1 運輸省令第19号) 海上交通安全法 (昭和47. 7. 3 法律第115号) 同 施行令 (昭和48. 1. 28 政令第5号) 同 施行規則 (昭和48. 3. 27 運輸省令第9号) 港則法 (昭和23. 7. 15 法律第174号) 同 施行令 (昭和40. 6. 22 政令第219号) 同 施行規則 (昭和23. 10. 9 運輸省令第29号) 水路業務法 (昭和25. 4. 17 法律第102号) 同 施行令 (平成13. 12. 28 政令第433号) 同 施行規則 (昭和25. 7. 28 運輸省令第55号) 航路標識法 (昭和24. 5. 24 法律第99号) 同 施行規則 (昭和24. 6. 25 運輸省令第30号) 水難救護法 (明治32. 3. 29 法律第95号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31 政令第237号) 同 施行規則 (明治32. 7. 29 逓信省令第35号) 海難審判法 (昭和22. 11. 19 法律第135号) 同 施行令 (昭和23. 3. 6 政令第54号) 同 施行規則 (昭和23. 4. 2 運輸省令第8号) 船舶法 (明治32. 3. 8 法律第46号) 同 施行細則 (明治32. 6. 12 逓信省令第24号) 内航海運業法 (昭和27. 5. 27 法律151号) 同 施行規則 (昭和27. 7. 2 運輸省令第42号)	航行安全に関する法令	海上衝突予防法 (昭和52. 6. 1法律第62号) 同 施行規則 (昭和52. 7. 1運輸省令第19号) 海上交通安全法 (昭和47. 7. 3法律第115号) 同 施行令 (昭和48. 1. 26政令第5号) 同 施行規則 (昭和48. 3. 27運輸省令第9号) 港則法 (昭和23. 7. 15法律第174号) 同 施行令 (昭和40. 6. 22政令第219号) 同 施行規則 (昭和23. 10. 9運輸省令第29号) 水路業務法 (昭和25. 4. 17法律第102号) 同 施行令 (平成13. 12. 28政令第433号) 同 施行規則 (昭和25. 7. 26運輸省令第55号) 航路標識法 (昭和24. 5. 24法律第99号) 同 施行規則 (昭和24. 6. 25運輸省令第30号) 水難救護法 (明治32. 3. 29法律第95号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第237号) 同 施行規則 (明治32. 7. 29逓信省令第35号) 海難審判法 (昭和22. 11. 19法律第135号) 同 施行令 (昭和23. 3. 6政令第54号) 同 施行規則 (昭和23. 4. 2運輸省令第8号) 船舶法 (明治32. 3. 8法律第46号) 同 施行細則 (明治32. 6. 12逓信省令第24号) 内航海運業法 (昭和27. 5. 27法律151号) 同 施行令 (令和 4. 1. 4政令第7号) 同 施行規則 (昭和27. 7. 2運輸省令第42号)	
資1	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覧 漁港等整備に関する法令	漁港等整備に関する法令	漁港漁場整備法 (昭和25. 5. 2 法律第137号) 同 施行令 (昭和25. 7. 28 政令第239号) 同 施行規則 (昭和28. 7. 17 農林省令第47号) 港湾法 (昭和25. 5. 31 法律第218号) 同 施行令 (昭和26. 1. 19 政令第4号) 同 施行規則 (昭和26. 11. 22 運輸省令第98号) 港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (昭和48. 7. 18 運輸省令第30号) 海岸法 (昭和31. 5. 12 法律第101号) 同 施行令 (昭和31. 11. 7 政令第332号) 同 施行規則 (昭和31. 11. 10 農林、運輸、建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10. 4. 9 法律第57号) 同 施行令 (大正11. 4. 8 勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49. 3. 18 運輸、建設省令第1号)	漁港等整備に関する法令	漁港漁場整備法 (昭和25. 5. 2 法律第137号) 同 施行令 (昭和25. 7. 28 政令第239号) 同 施行規則 (昭和26. 7. 17 農林省令第47号) 港湾法 (昭和25. 5. 31 法律第218号) 同 施行令 (昭和26. 1. 19 政令第4号) 同 施行規則 (昭和26. 11. 22 運輸省令第98号) 港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (平成19. 3. 26国土交通省令第15号) 海岸法 (昭和31. 5. 12 法律第101号) 同 施行令 (昭和31. 11. 7 政令第332号) 同 施行規則 (昭和31. 11. 10 農林省、運輸省、建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10. 4. 9 法律第57号) 同 施行令 (大正11. 4. 8 勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49. 3. 18 運輸省、建設省令第1号)	修正

現頁	行又は項目	現行 (R 4. 4)	改定	摘要																																
資1 ～ 資2	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覧 海洋汚染防止等に関する法令	<table border="1"> <tr> <td>海洋汚染防止等に関する法令</td> <td>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 同 施行令 (昭和48. 8. 22 政令第201号) 同 施行規則 (昭和48. 8. 23 運輸省令第38号)</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>法令名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47. 8. 5 運輸省令第50号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第137号) 同 施行令 (昭和48. 9. 23 政令第300号) 同 施行規則 (昭和48. 9. 23 厚生省令第35号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 11. 19 法律第104号) 同 施行令 (平成12. 11. 19 政令第495号) 同 施行規則 (平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25 法律第138号) 同 施行令 (昭和48. 8. 17 政令第188号) 同 施行規則 (昭和48. 6. 19 総理府通産省令第2号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水産資源保護法 (昭和26. 12. 17 法律第313号) 自然環境保全法 (昭和47. 6. 22 法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3. 31 政令第38号) 同 施行規則 (昭和48. 2. 9 総理府令第82号)</td> </tr> </table>	海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 同 施行令 (昭和48. 8. 22 政令第201号) 同 施行規則 (昭和48. 8. 23 運輸省令第38号)	分類	法令名		船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47. 8. 5 運輸省令第50号)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第137号) 同 施行令 (昭和48. 9. 23 政令第300号) 同 施行規則 (昭和48. 9. 23 厚生省令第35号)		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 11. 19 法律第104号) 同 施行令 (平成12. 11. 19 政令第495号) 同 施行規則 (平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号)		水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25 法律第138号) 同 施行令 (昭和48. 8. 17 政令第188号) 同 施行規則 (昭和48. 6. 19 総理府通産省令第2号)		水産資源保護法 (昭和26. 12. 17 法律第313号) 自然環境保全法 (昭和47. 6. 22 法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3. 31 政令第38号) 同 施行規則 (昭和48. 2. 9 総理府令第82号)	<table border="1"> <tr> <td>分類</td> <td>法令名</td> </tr> <tr> <td>海洋汚染防止等に関する法令</td> <td>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第136号) 同 施行令 (昭和46. 6. 22 政令第201号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 23 運輸省令第38号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47. 8. 5 運輸省令第50号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第137号) 同 施行令 (昭和46. 9. 23 政令第300号) 同 施行規則 (昭和46. 9. 23 厚生省令第35号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資源の有効な再生資源の利用の促進に関する法律 (平成3. 4. 26 法律第48号) 同 施行令 (平成3. 10. 18 政令第327号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 11. 19 法律第104号) 同 施行令 (平成12. 11. 19 政令第495号) 同 施行規則 (平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25 法律第138号) 同 施行令 (昭和46. 6. 17 政令第188号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 19 総理府、通商産業省令第2号)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水産資源保護法 (昭和26. 12. 17 法律第313号) 同 施行令 (昭和27. 6. 14 政令第194号) 同 施行規則 (昭和27. 6. 16 農林省令第44号)</td> </tr> <tr> <td>海洋汚染防止等に関する法令</td> <td>自然環境保全法 (昭和47. 6. 22 法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3. 31 政令第38号) 同 施行規則 (昭和48. 11. 9 総理府令第62号)</td> </tr> </table>	分類	法令名	海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第136号) 同 施行令 (昭和46. 6. 22 政令第201号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 23 運輸省令第38号)		船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47. 8. 5 運輸省令第50号)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第137号) 同 施行令 (昭和46. 9. 23 政令第300号) 同 施行規則 (昭和46. 9. 23 厚生省令第35号)		資源の有効な再生資源の利用の促進に関する法律 (平成3. 4. 26 法律第48号) 同 施行令 (平成3. 10. 18 政令第327号)		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 11. 19 法律第104号) 同 施行令 (平成12. 11. 19 政令第495号) 同 施行規則 (平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号)		水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25 法律第138号) 同 施行令 (昭和46. 6. 17 政令第188号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 19 総理府、通商産業省令第2号)		水産資源保護法 (昭和26. 12. 17 法律第313号) 同 施行令 (昭和27. 6. 14 政令第194号) 同 施行規則 (昭和27. 6. 16 農林省令第44号)	海洋汚染防止等に関する法令	自然環境保全法 (昭和47. 6. 22 法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3. 31 政令第38号) 同 施行規則 (昭和48. 11. 9 総理府令第62号)	追記修正
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 同 施行令 (昭和48. 8. 22 政令第201号) 同 施行規則 (昭和48. 8. 23 運輸省令第38号)																																			
分類	法令名																																			
	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47. 8. 5 運輸省令第50号)																																			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第137号) 同 施行令 (昭和48. 9. 23 政令第300号) 同 施行規則 (昭和48. 9. 23 厚生省令第35号)																																			
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 11. 19 法律第104号) 同 施行令 (平成12. 11. 19 政令第495号) 同 施行規則 (平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号)																																			
	水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25 法律第138号) 同 施行令 (昭和48. 8. 17 政令第188号) 同 施行規則 (昭和48. 6. 19 総理府通産省令第2号)																																			
	水産資源保護法 (昭和26. 12. 17 法律第313号) 自然環境保全法 (昭和47. 6. 22 法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3. 31 政令第38号) 同 施行規則 (昭和48. 2. 9 総理府令第82号)																																			
分類	法令名																																			
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第136号) 同 施行令 (昭和46. 6. 22 政令第201号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 23 運輸省令第38号)																																			
	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47. 8. 5 運輸省令第50号)																																			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25 法律第137号) 同 施行令 (昭和46. 9. 23 政令第300号) 同 施行規則 (昭和46. 9. 23 厚生省令第35号)																																			
	資源の有効な再生資源の利用の促進に関する法律 (平成3. 4. 26 法律第48号) 同 施行令 (平成3. 10. 18 政令第327号)																																			
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 11. 19 法律第104号) 同 施行令 (平成12. 11. 19 政令第495号) 同 施行規則 (平成14. 3. 5 国土交通省・環境省第1号)																																			
	水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25 法律第138号) 同 施行令 (昭和46. 6. 17 政令第188号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 19 総理府、通商産業省令第2号)																																			
	水産資源保護法 (昭和26. 12. 17 法律第313号) 同 施行令 (昭和27. 6. 14 政令第194号) 同 施行規則 (昭和27. 6. 16 農林省令第44号)																																			
海洋汚染防止等に関する法令	自然環境保全法 (昭和47. 6. 22 法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3. 31 政令第38号) 同 施行規則 (昭和48. 11. 9 総理府令第62号)																																			
資2	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覧 危険物に関する法令	<table border="1"> <tr> <td>危険物に関する法令</td> <td>火薬類取締法 (昭和25. 5. 4 法律第149号) 同 施行規則 (昭和25. 10. 31 通産省令第88号) 火薬類の運搬に関する総理府令 (昭和35. 12. 28 総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20 運輸省令第30号) 危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 28 政令第306号) 危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29 総理府令第55号)</td> </tr> </table>	危険物に関する法令	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4 法律第149号) 同 施行規則 (昭和25. 10. 31 通産省令第88号) 火薬類の運搬に関する総理府令 (昭和35. 12. 28 総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20 運輸省令第30号) 危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 28 政令第306号) 危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29 総理府令第55号)	<table border="1"> <tr> <td>危険物に関する法令</td> <td>火薬類取締法 (昭和25. 5. 4 法律第149号) 同 施行令 (昭和25. 10. 31 政令第323号) 同 施行規則 (昭和25. 10. 31 通商産業省令第88号) 火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和35. 12. 28 総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20 運輸省令第30号) 危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 26 政令第306号) 危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29 総理府令第55号)</td> </tr> </table>	危険物に関する法令	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4 法律第149号) 同 施行令 (昭和25. 10. 31 政令第323号) 同 施行規則 (昭和25. 10. 31 通商産業省令第88号) 火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和35. 12. 28 総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20 運輸省令第30号) 危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 26 政令第306号) 危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29 総理府令第55号)	追記修正																												
危険物に関する法令	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4 法律第149号) 同 施行規則 (昭和25. 10. 31 通産省令第88号) 火薬類の運搬に関する総理府令 (昭和35. 12. 28 総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20 運輸省令第30号) 危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 28 政令第306号) 危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29 総理府令第55号)																																			
危険物に関する法令	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4 法律第149号) 同 施行令 (昭和25. 10. 31 政令第323号) 同 施行規則 (昭和25. 10. 31 通商産業省令第88号) 火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和35. 12. 28 総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20 運輸省令第30号) 危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 26 政令第306号) 危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29 総理府令第55号)																																			

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要				
資3	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覧 交通安全に関する法令	<table border="1"> <tr> <td>交通安全に関する法令</td> <td> 道路交通法 (昭和35. 6. 25 法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11 政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3 総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2 法律第131号) </td> </tr> </table>	交通安全に関する法令	道路交通法 (昭和35. 6. 25 法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11 政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3 総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2 法律第131号)	<table border="1"> <tr> <td>交通安全に関する法令</td> <td> 道路交通法 (昭和35. 6. 25法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2法律第131号) 同 施行令 (昭和42. 12. 18政令第363号) 同 施行規則 (昭和42. 12. 22運輸省令第86号) </td> </tr> </table>	交通安全に関する法令	道路交通法 (昭和35. 6. 25法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2法律第131号) 同 施行令 (昭和42. 12. 18政令第363号) 同 施行規則 (昭和42. 12. 22運輸省令第86号)	追記
交通安全に関する法令	道路交通法 (昭和35. 6. 25 法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11 政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3 総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2 法律第131号)							
交通安全に関する法令	道路交通法 (昭和35. 6. 25法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2法律第131号) 同 施行令 (昭和42. 12. 18政令第363号) 同 施行規則 (昭和42. 12. 22運輸省令第86号)							
資3	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覧 船舶設備に関する法令	<table border="1"> <tr> <td>船舶設備に関する法令</td> <td> 船舶安全法 (昭和 8. 3. 15 法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1 勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25 運輸省令第41号) 鋼船構造規程 (昭和15. 4. 24 逓信省令第24号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31 運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30 運輸省令第55号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1 逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14 運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6 運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10 運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28 運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第37号) </td> </tr> </table>	船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和 8. 3. 15 法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1 勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25 運輸省令第41号) 鋼船構造規程 (昭和15. 4. 24 逓信省令第24号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31 運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30 運輸省令第55号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1 逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14 運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6 運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10 運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28 運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第37号)	<table border="1"> <tr> <td>船舶設備に関する法令</td> <td> 船舶安全法 (昭和 8. 3. 15法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30運輸省令第28号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第37号) </td> </tr> </table>	船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和 8. 3. 15法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30運輸省令第28号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第37号)	削除 5 / 24 差替 (文言の修正)
船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和 8. 3. 15 法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1 勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25 運輸省令第41号) 鋼船構造規程 (昭和15. 4. 24 逓信省令第24号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31 運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30 運輸省令第55号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1 逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14 運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6 運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10 運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28 運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19 運輸省令第37号)							
船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭和 8. 3. 15法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30運輸省令第28号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1逓信省令第6号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第37号)							
資3	付属資料 1. 海上工事における関係法令一覧 船員に関する法令	<table border="1"> <tr> <td>船員に関する法令</td> <td> 船舶職員法 (昭和28. 4. 18 法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12 政令第13号) 同 施行規則 (昭和28. 10. 15 運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1 法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1 運輸省令第23号) 小型船等に無組む海員の労働時間及び休日に関する省令 (昭和42. 6. 2 運輸省令第31号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31 運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6 法律第73号) </td> </tr> </table>	船員に関する法令	船舶職員法 (昭和28. 4. 18 法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12 政令第13号) 同 施行規則 (昭和28. 10. 15 運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1 法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1 運輸省令第23号) 小型船等に無組む海員の労働時間及び休日に関する省令 (昭和42. 6. 2 運輸省令第31号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31 運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6 法律第73号)	<table border="1"> <tr> <td>船員に関する法令</td> <td> 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26. 4. 16法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12政令第13号) 同 施行規則 (昭和26. 10. 15運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1運輸省令第23号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6法律第73号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第240号) 同 施行規則 (昭和15. 2. 27厚生省令第5号) </td> </tr> </table>	船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26. 4. 16法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12政令第13号) 同 施行規則 (昭和26. 10. 15運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1運輸省令第23号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6法律第73号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第240号) 同 施行規則 (昭和15. 2. 27厚生省令第5号)	削除 修正 追記 5 / 24 差替 (文言の修正)
船員に関する法令	船舶職員法 (昭和28. 4. 18 法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12 政令第13号) 同 施行規則 (昭和28. 10. 15 運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1 法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1 運輸省令第23号) 小型船等に無組む海員の労働時間及び休日に関する省令 (昭和42. 6. 2 運輸省令第31号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31 運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6 法律第73号)							
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26. 4. 16法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12政令第13号) 同 施行規則 (昭和26. 10. 15運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1運輸省令第23号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6法律第73号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第240号) 同 施行規則 (昭和15. 2. 27厚生省令第5号)							

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																
資4 ～ 資5	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手段の手引き (2) 港湾区域内で、工事等を施工する場合	<p>(2) 港湾区域内で、工事等を施工する場合</p> <table border="1" data-bbox="548 231 1104 598"> <tr> <td>書類の名称</td> <td>港湾工事等許可申請書</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td>港湾法37-1項、同令13、14</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する区域）</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水城施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一項の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ、港湾管理者の長が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ、港湾管理者の長が指定する廃物の投棄</td> </tr> <tr> <td>提出者</td> <td>工事等施工者</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="548 614 1104 837"> <tr> <td>書類の名称</td> <td>港湾工事等許可申請書</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>港湾管理者の長</td> </tr> <tr> <td>他の法令との関係</td> <td>公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水城を定めて公告した場合は、その水城施設、外かく施設、若しくはけい留施設を建設し、その他水城の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56-1）</td> </tr> </table>	書類の名称	港湾工事等許可申請書	根拠法令	港湾法37-1項、同令13、14	適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する区域）	手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水城施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一項の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ、港湾管理者の長が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ、港湾管理者の長が指定する廃物の投棄	提出者	工事等施工者	書類の名称	港湾工事等許可申請書	提出先	港湾管理者の長	他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水城を定めて公告した場合は、その水城施設、外かく施設、若しくはけい留施設を建設し、その他水城の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56-1）	<p>(2) 港湾区域内で、工事等を施工する場合</p> <table border="1" data-bbox="1176 231 1747 566"> <tr> <td>書類の名称</td> <td>港湾工事等許可申請書</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td>港湾法37-1項、同令13、14</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域）</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水城施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ、港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ、港湾管理者が指定する廃物の投棄</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1176 590 1747 845"> <tr> <td>書類の名称</td> <td>港湾工事等許可申請書</td> </tr> <tr> <td>提出者</td> <td>工事等施工者</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>港湾管理者</td> </tr> <tr> <td>他の法令との関係</td> <td>公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水城を定めて公告した場合は、その水城において、水城施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水城の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56-1）</td> </tr> </table>	書類の名称	港湾工事等許可申請書	根拠法令	港湾法37-1項、同令13、14	適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域）	手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水城施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ、港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ、港湾管理者が指定する廃物の投棄	書類の名称	港湾工事等許可申請書	提出者	工事等施工者	提出先	港湾管理者	他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水城を定めて公告した場合は、その水城において、水城施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水城の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56-1）	修正
		書類の名称	港湾工事等許可申請書																																	
		根拠法令	港湾法37-1項、同令13、14																																	
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者の長が指定する区域）																																			
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水城施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一項の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ、港湾管理者の長が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ、港湾管理者の長が指定する廃物の投棄																																			
提出者	工事等施工者																																			
書類の名称	港湾工事等許可申請書																																			
提出先	港湾管理者の長																																			
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水城を定めて公告した場合は、その水城施設、外かく施設、若しくはけい留施設を建設し、その他水城の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56-1）																																			
書類の名称	港湾工事等許可申請書																																			
根拠法令	港湾法37-1項、同令13、14																																			
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域）																																			
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水城施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（第一号の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ、港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ、港湾管理者が指定する廃物の投棄																																			
書類の名称	港湾工事等許可申請書																																			
提出者	工事等施工者																																			
提出先	港湾管理者																																			
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水城を定めて公告した場合は、その水城において、水城施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水城の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56-1）																																			
		<table border="1" data-bbox="481 1061 996 1236"> <tr> <td>書類の名称</td> <td>水路測量許可申請書</td> </tr> <tr> <td>申請の内容</td> <td>① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的区域 ③ 積塵 ④ 方法 ⑤ 期間 ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧ 水路測量作業員の構成</td> </tr> </table>	書類の名称	水路測量許可申請書	申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的区域 ③ 積塵 ④ 方法 ⑤ 期間 ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧ 水路測量作業員の構成																														
書類の名称	水路測量許可申請書																																			
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的区域 ③ 積塵 ④ 方法 ⑤ 期間 ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧ 水路測量作業員の構成																																			

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																												
資5	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (3) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	(3) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合 <table border="1" data-bbox="539 233 1108 595"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>作業等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>港則法31-1項、43項、同則15</td> </tr> <tr> <td>適用海城</td> <td>特定港内又は特定港の境界付近(特定港以外の港にも準用)</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>工事又は作業を行うとき</td> </tr> <tr> <td>提出者</td> <td>工事又は作業の実施責任者</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安(監)部又は海上保安部の長</td> </tr> <tr> <td>申請の内容</td> <td>① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域及び場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等)</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	作業等許可申請書	根拠法令	港則法31-1項、43項、同則15	適用海城	特定港内又は特定港の境界付近(特定港以外の港にも準用)	手続きを必要とするとき	工事又は作業を行うとき	提出者	工事又は作業の実施責任者	提出先	特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安(監)部又は海上保安部の長	申請の内容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域及び場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等)	(3) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合 <table border="1" data-bbox="1173 225 1749 660"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>工事・作業許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>港則法31-1項、45項、同則16、20-9</td> </tr> <tr> <td>適用海城</td> <td>特定港内又は特定港の境界付近(特定港以外の港にも準用)</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>工事又は作業を行うとき</td> </tr> <tr> <td>提出者</td> <td>工事又は作業の実施責任者</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安(監)部又は海上保安航空基地の長</td> </tr> <tr> <td>申請の内容</td> <td>① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域又は場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等)</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	工事・作業許可申請書	根拠法令	港則法31-1項、 45項 、同則16、 20-9	適用海城	特定港内又は特定港の境界付近(特定港以外の港にも準用)	手続きを必要とするとき	工事又は作業を行うとき	提出者	工事又は作業の実施責任者	提出先	特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安(監)部又は海上保安航空基地の長	申請の内容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域又は場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等)	修正
書類の名称	作業等許可申請書																															
根拠法令	港則法31-1項、43項、同則15																															
適用海城	特定港内又は特定港の境界付近(特定港以外の港にも準用)																															
手続きを必要とするとき	工事又は作業を行うとき																															
提出者	工事又は作業の実施責任者																															
提出先	特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安(監)部又は海上保安部の長																															
申請の内容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域及び場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等)																															
書類の名称	工事・作業許可申請書																															
根拠法令	港則法31-1項、 45項 、同則16、 20-9																															
適用海城	特定港内又は特定港の境界付近(特定港以外の港にも準用)																															
手続きを必要とするとき	工事又は作業を行うとき																															
提出者	工事又は作業の実施責任者																															
提出先	特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安(監)部又は海上保安航空基地の長																															
申請の内容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域又は場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他(標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等)																															
資5～資6	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (4) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合	(4) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合 <table border="1" data-bbox="517 820 1124 1029"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>港湾法56-3、同令20、同則29、30</td> </tr> <tr> <td>適用海城</td> <td>港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>水域施設、外郭施設又は係留施設(危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設)を建設し又は改良する場合</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	工事等許可申請書	根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30	適用海城	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域	手続きを必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設(危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設)を建設し又は改良する場合	(4) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合 <table border="1" data-bbox="1160 831 1758 1066"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>水域施設等(建設・改良)届出書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>港湾法56-3、同令20、同則29、30</td> </tr> <tr> <td>適用海城</td> <td>港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>水域施設、外郭施設又は係留施設(危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設)を建設又は改良する場合</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	水域施設等(建設・改良)届出書	根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30	適用海城	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域	手続きを必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設(危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設)を建設又は改良する場合	修正												
書類の名称	工事等許可申請書																															
根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30																															
適用海城	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域																															
手続きを必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設(危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設)を建設し又は改良する場合																															
書類の名称	水域施設等(建設・改良)届出書																															
根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30																															
適用海城	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域																															
手続きを必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設(危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設)を建設又は改良する場合																															

現頁	行又は項目	現行 (R4.4)	改定	摘要																											
資5 ～ 資6	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (4) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出者</td> <td>工事等施工者</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td> 1) 事項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類規模及び構造 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 工事設計書 ② 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ③ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ④ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑤ その他参考書類 </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	工事等許可申請書	提出者	工事等施工者	提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）	記載事項	1) 事項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類規模及び構造 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 工事設計書 ② 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ③ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ④ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑤ その他参考書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>水域施設等（建設・改良）届出書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出者</td> <td>工事等施工者</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td> 1) 事項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類及び規模 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 次の事項を示し又は記載した書類 イ. 諸元及び要求性能 ロ. 作用及びその設定根拠 ハ. イ及びロの照査方法 ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③ 維持管理方法を記載した書類 ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑦ その他参考書類 </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書	提出者	工事等施工者	提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）	記載事項	1) 事項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類及び規模 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 次の事項を示し又は記載した書類 イ. 諸元及び要求性能 ロ. 作用及びその設定根拠 ハ. イ及びロの照査方法 ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③ 維持管理方法を記載した書類 ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑦ その他参考書類	修正											
書類の名称	工事等許可申請書																														
提出者	工事等施工者																														
提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）																														
記載事項	1) 事項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類規模及び構造 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 工事設計書 ② 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ③ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ④ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑤ その他参考書類																														
書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書																														
提出者	工事等施工者																														
提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）																														
記載事項	1) 事項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類及び規模 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 次の事項を示し又は記載した書類 イ. 諸元及び要求性能 ロ. 作用及びその設定根拠 ハ. イ及びロの照査方法 ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③ 維持管理方法を記載した書類 ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑦ その他参考書類																														
資6 ～ 資7	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (5) 海岸保全区域で工事等を施工する場合	<p>(5) 海岸保全区域で、工事等を施工する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>海岸保全区域 占用許可申請書</th> <th>海岸保全区域 工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>海岸法7、同則3</td> <td>海岸法8、同令3、同則4</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき</td> <td> 次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの） </td> </tr> <tr> <td>提出者</td> <td>占用しようとするもの</td> <td>工事等施工者</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書	根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4	適用海域	（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）	同左	手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）	提出者	占用しようとするもの	工事等施工者	<p>(5) 海岸保全区域で、工事等を施工する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>海岸保全区域 占用許可申請書</th> <th>海岸保全区域 工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>海岸法7、同則3</td> <td>海岸法8、同令3、同則4</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき</td> <td> 次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの） </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書	根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4	適用海域	（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）	同左	手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）	修正
書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書																													
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4																													
適用海域	（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）	同左																													
手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面若しくは他の土地の他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）																													
提出者	占用しようとするもの	工事等施工者																													
書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書																													
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4																													
適用海域	（陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲）	同左																													
手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）																													

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)		改定		摘要																			
資6 ～ 資7	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (5) 海岸保全区域で工事等を施工する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>海岸保全区域 占用許可申請書</th> <th>海岸保全区域 工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出先</td> <td>海岸管理者</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>申請の内容</td> <td> ① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事実施の方法 ⑥ 工事実施の期間 </td> <td> ① 土石採取の場合 イ、採取の目的 ロ、採取の期間 ハ、採取の場所 ニ、採取の方法 ホ、採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ、新設又は、改築する目的 ロ、新設又は、改築する場所 ハ、新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ、工事実施の方法 ホ、工事実施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ、目的 ロ、内容 ハ、期間 ニ、場所 ホ、方法 </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書	提出先	海岸管理者	同左	申請の内容	① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事実施の方法 ⑥ 工事実施の期間	① 土石採取の場合 イ、採取の目的 ロ、採取の期間 ハ、採取の場所 ニ、採取の方法 ホ、採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ、新設又は、改築する目的 ロ、新設又は、改築する場所 ハ、新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ、工事実施の方法 ホ、工事実施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ、目的 ロ、内容 ハ、期間 ニ、場所 ホ、方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>海岸保全区域 占用許可申請書</th> <th>海岸保全区域 工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出者</td> <td>占用しようとするもの</td> <td>工事等施工者</td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>海岸管理者</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>申請の内容</td> <td> ① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事実施の方法 ⑥ 工事実施の期間 </td> <td> ① 土石採取の場合 イ、採取の目的 ロ、採取の期間 ハ、採取の場所 ニ、採取の方法 ホ、採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ、新設又は、改築する目的 ロ、新設又は、改築する場所 ハ、新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ、工事実施の方法 ホ、工事実施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ、目的 ロ、内容 ハ、期間 ニ、場所 ホ、方法 </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書	提出者	占用しようとするもの	工事等施工者	提出先	海岸管理者	同左	申請の内容	① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事実施の方法 ⑥ 工事実施の期間	① 土石採取の場合 イ、採取の目的 ロ、採取の期間 ハ、採取の場所 ニ、採取の方法 ホ、採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ、新設又は、改築する目的 ロ、新設又は、改築する場所 ハ、新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ、工事実施の方法 ホ、工事実施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ、目的 ロ、内容 ハ、期間 ニ、場所 ホ、方法	(前頁の続き、当箇所に変更なし)
書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書																							
提出先	海岸管理者	同左																							
申請の内容	① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事実施の方法 ⑥ 工事実施の期間	① 土石採取の場合 イ、採取の目的 ロ、採取の期間 ハ、採取の場所 ニ、採取の方法 ホ、採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ、新設又は、改築する目的 ロ、新設又は、改築する場所 ハ、新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ、工事実施の方法 ホ、工事実施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ、目的 ロ、内容 ハ、期間 ニ、場所 ホ、方法																							
書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書																							
提出者	占用しようとするもの	工事等施工者																							
提出先	海岸管理者	同左																							
申請の内容	① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事実施の方法 ⑥ 工事実施の期間	① 土石採取の場合 イ、採取の目的 ロ、採取の期間 ハ、採取の場所 ニ、採取の方法 ホ、採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ、新設又は、改築する目的 ロ、新設又は、改築する場所 ハ、新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ、工事実施の方法 ホ、工事実施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ、目的 ロ、内容 ハ、期間 ニ、場所 ホ、方法																							
資7 ～ 資8	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (6) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合	<p>(6) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>自然公園法特別地域工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>自然公園法17、18、18-2、20 同則10</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>特別地域(国立公園、国定公園) 特別保護地区、海中公園地区</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td> 特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ④ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ⑤ の2. 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑥ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑦ 水面を埋立て、又は干拓すること ⑧ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑨ 高山植物その他これに類する植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書	根拠法令	自然公園法17、18、18-2、20 同則10	適用海域	特別地域(国立公園、国定公園) 特別保護地区、海中公園地区	手続きを必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ④ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ⑤ の2. 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑥ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑦ 水面を埋立て、又は干拓すること ⑧ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑨ 高山植物その他これに類する植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること	<p>(6) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>自然公園法特別地域工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>自然公園法20、21、22、33、同則10</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>特別地域(国立公園、国定公園) 特別保護地区、海中公園地区</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td> 特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑦ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書	根拠法令	自然公園法20、21、22、33、同則10	適用海域	特別地域(国立公園、国定公園) 特別保護地区、海中公園地区	手続きを必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑦ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること	修正					
書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書																								
根拠法令	自然公園法17、18、18-2、20 同則10																								
適用海域	特別地域(国立公園、国定公園) 特別保護地区、海中公園地区																								
手続きを必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ④ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ⑤ の2. 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑥ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑦ 水面を埋立て、又は干拓すること ⑧ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑨ 高山植物その他これに類する植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること																								
書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書																								
根拠法令	自然公園法20、21、22、33、同則10																								
適用海域	特別地域(国立公園、国定公園) 特別保護地区、海中公園地区																								
手続きを必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑦ 広告物その他これに類するものを提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること																								

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																				
資7 資8	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (6) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="526 215 672 239">書類の名称</th> <th data-bbox="672 215 1131 239">自然公園法特別地域工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="526 239 672 359"></td> <td data-bbox="672 239 1131 359"> ㊦ 屋根、壁面、塀、橋、铁塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ㊧ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 359 672 391">提出者</td> <td data-bbox="672 359 1131 391">工事等施工者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 391 672 446">提出先</td> <td data-bbox="672 391 1131 446"> 国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 446 672 742">申請の内容</td> <td data-bbox="672 446 1131 742"> ㊠ 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） ㊡ 行為の種類 ㊢ 行為の目的 ㊣ 行為の場所 ㊤ 行為地及びその付近の状況 ㊦ 行為の施行方法 ㊧ 着手及び完了の予定日 （添付図面等） ㊨ 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 ㊩ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 ㊪ 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ㊫ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面 </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書		㊦ 屋根、壁面、塀、橋、铁塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ㊧ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること	提出者	工事等施工者	提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事	申請の内容	㊠ 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） ㊡ 行為の種類 ㊢ 行為の目的 ㊣ 行為の場所 ㊤ 行為地及びその付近の状況 ㊦ 行為の施行方法 ㊧ 着手及び完了の予定日 （添付図面等） ㊨ 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 ㊩ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 ㊪ 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ㊫ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 215 1321 239">書類の名称</th> <th data-bbox="1321 215 1771 239">自然公園法特別地域工事等許可申請書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 239 1321 758"></td> <td data-bbox="1321 239 1771 758"> ㊦ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ㊧ 水面を埋め立て、又は干拓すること ㊨ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ㊩ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ㊪ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと ㊫ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ㊬ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む） ㊭ 屋根、壁面、塀、橋、铁塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ㊮ 温泉その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ㊯ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ㊰ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 758 1321 790">提出者</td> <td data-bbox="1321 758 1771 790">工事等施工者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 790 1321 837">提出先</td> <td data-bbox="1321 790 1771 837"> 国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 837 1321 1157">申請の内容</td> <td data-bbox="1321 837 1771 1157"> ㊠ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ㊡ 行為の種類 ㊢ 行為の目的 ㊣ 行為の場所 ㊤ 行為地及びその付近の状況 ㊦ 行為の施行方法 ㊧ 着手及び完了の予定日 （添付図面等） ㊨ 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図 ㊩ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真 ㊪ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ㊫ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面 </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書		㊦ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ㊧ 水面を埋め立て、又は干拓すること ㊨ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ㊩ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ㊪ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと ㊫ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ㊬ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む） ㊭ 屋根、壁面、塀、橋、铁塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ㊮ 温泉その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ㊯ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ㊰ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの	提出者	工事等施工者	提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事	申請の内容	㊠ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ㊡ 行為の種類 ㊢ 行為の目的 ㊣ 行為の場所 ㊤ 行為地及びその付近の状況 ㊦ 行為の施行方法 ㊧ 着手及び完了の予定日 （添付図面等） ㊨ 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図 ㊩ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真 ㊪ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ㊫ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面	修正
		書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書																					
	㊦ 屋根、壁面、塀、橋、铁塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ㊧ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること																							
提出者	工事等施工者																							
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事																							
申請の内容	㊠ 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） ㊡ 行為の種類 ㊢ 行為の目的 ㊣ 行為の場所 ㊤ 行為地及びその付近の状況 ㊦ 行為の施行方法 ㊧ 着手及び完了の予定日 （添付図面等） ㊨ 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 ㊩ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 ㊪ 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ㊫ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面																							
書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書																							
	㊦ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ㊧ 水面を埋め立て、又は干拓すること ㊨ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ㊩ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ㊪ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと ㊫ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ㊬ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む） ㊭ 屋根、壁面、塀、橋、铁塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ㊮ 温泉その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ㊯ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ㊰ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの																							
提出者	工事等施工者																							
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事																							
申請の内容	㊠ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ㊡ 行為の種類 ㊢ 行為の目的 ㊣ 行為の場所 ㊤ 行為地及びその付近の状況 ㊦ 行為の施行方法 ㊧ 着手及び完了の予定日 （添付図面等） ㊨ 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図 ㊩ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真 ㊪ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ㊫ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面																							

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																														
<p>資8 ～ 資9</p>	<p>付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (7) 水路測量を実施する場合</p>	<p>(7) 水路測量を実施する場合</p> <table border="1" data-bbox="539 225 1111 515"> <tr> <th>書類の名称</th> <td>水路測量許可申請書</td> </tr> <tr> <th>根拠法令</th> <td>水路業務法5 同則2、3</td> </tr> <tr> <th>手続きを必要とするとき</th> <td>海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量</td> </tr> <tr> <th>提出者</th> <td>水路測量実施者</td> </tr> <tr> <th>提出先</th> <td>管区海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="539 552 1111 738"> <tr> <th>書類の名称</th> <td>水路測量許可申請書</td> </tr> <tr> <th>申請の内容</th> <td>① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的区域 ③ 精度 ④ 方法 ⑤ 期間 ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧ 水路測量作業員の構成</td> </tr> </table>	書類の名称	水路測量許可申請書	根拠法令	水路業務法5 同則2、3	手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量	提出者	水路測量実施者	提出先	管区海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて)	書類の名称	水路測量許可申請書	申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的区域 ③ 精度 ④ 方法 ⑤ 期間 ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧ 水路測量作業員の構成	<p>(7) 水路測量を実施する場合</p> <table border="1" data-bbox="1173 225 1749 504"> <tr> <th>書類の名称</th> <td>水路測量許可申請書</td> </tr> <tr> <th>根拠法令</th> <td>水路業務法6 同則2、3</td> </tr> <tr> <th>手続きを必要とするとき</th> <td>海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量</td> </tr> <tr> <th>提出者</th> <td>水路測量実施者</td> </tr> <tr> <th>提出先</th> <td>実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部(海上保安庁長官あて) 左記以外 所轄管区海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて)</td> </tr> <tr> <th>申請の内容</th> <td>① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的、区域 ③ 水路測量標の設置の有無 ④ 事項 ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥ 期間 ⑦ 成果の提出 ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩ 備考(計画機関の担当者等)</td> </tr> </table>	書類の名称	水路測量許可申請書	根拠法令	水路業務法6 同則2、3	手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量	提出者	水路測量実施者	提出先	実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部(海上保安庁長官あて) 左記以外 所轄管区海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて)	申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的、区域 ③ 水路測量標の設置の有無 ④ 事項 ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥ 期間 ⑦ 成果の提出 ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩ 備考(計画機関の担当者等)	<p>修正</p>				
書類の名称	水路測量許可申請書																																	
根拠法令	水路業務法5 同則2、3																																	
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量																																	
提出者	水路測量実施者																																	
提出先	管区海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて)																																	
書類の名称	水路測量許可申請書																																	
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的区域 ③ 精度 ④ 方法 ⑤ 期間 ⑥ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑦ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑧ 水路測量作業員の構成																																	
書類の名称	水路測量許可申請書																																	
根拠法令	水路業務法6 同則2、3																																	
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である ① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量																																	
提出者	水路測量実施者																																	
提出先	実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部(海上保安庁長官あて) 左記以外 所轄管区海上保安本部海洋情報部(管区海上保安本部長あて)																																	
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的、区域 ③ 水路測量標の設置の有無 ④ 事項 ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥ 期間 ⑦ 成果の提出 ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩ 備考(計画機関の担当者等)																																	
<p>資9</p>	<p>付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (8) 航路標識を設置、管理、変更する場合</p>	<p>(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合</p> <table border="1" data-bbox="539 994 1111 1273"> <tr> <th>書類の名称</th> <td>航路標識設置(管理)許可申請書</td> <td>航路標識現状変更許可申請書</td> </tr> <tr> <th>根拠法令</th> <td>航路標識法2のただし書同則1、3</td> <td>航路標識法5の1同則7</td> </tr> <tr> <th>手続きを必要とするとき</th> <td>海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき</td> <td>海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき</td> </tr> <tr> <th>提出者</th> <td>設置及び管理しようとする者</td> <td>航路標識の管理者</td> </tr> <tr> <th>提出先</th> <td>所轄海上保安部燈台部(管区海上保安本部長あて)</td> <td>同左</td> </tr> </table>	書類の名称	航路標識設置(管理)許可申請書	航路標識現状変更許可申請書	根拠法令	航路標識法2のただし書同則1、3	航路標識法5の1同則7	手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき	海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき	提出者	設置及び管理しようとする者	航路標識の管理者	提出先	所轄海上保安部燈台部(管区海上保安本部長あて)	同左	<p>(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合</p> <table border="1" data-bbox="1173 994 1749 1225"> <tr> <th>書類の名称</th> <td>航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書</td> <td>航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書</td> </tr> <tr> <th>根拠法令</th> <td>航路標識法11、21-1同則2、3、4、5、15、16</td> <td>航路標識法13-1、13-6、14、21-2同則9、11、18</td> </tr> <tr> <th>手続きを必要とするとき</th> <td>海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき</td> <td>許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休止、再開しようとするとき</td> </tr> <tr> <th>提出者</th> <td>設置しようとする者</td> <td>変更等しようとする者</td> </tr> <tr> <th>提出先</th> <td>所轄海上保安(監)部(管区海上保安本部長あて)</td> <td>同左</td> </tr> </table>	書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書	根拠法令	航路標識法11、21-1同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、14、21-2同則9、11、18	手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休止、再開しようとするとき	提出者	設置しようとする者	変更等しようとする者	提出先	所轄海上保安(監)部(管区海上保安本部長あて)	同左	<p>修正</p>
書類の名称	航路標識設置(管理)許可申請書	航路標識現状変更許可申請書																																
根拠法令	航路標識法2のただし書同則1、3	航路標識法5の1同則7																																
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき	海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき																																
提出者	設置及び管理しようとする者	航路標識の管理者																																
提出先	所轄海上保安部燈台部(管区海上保安本部長あて)	同左																																
書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書																																
根拠法令	航路標識法11、21-1同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、14、21-2同則9、11、18																																
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休止、再開しようとするとき																																
提出者	設置しようとする者	変更等しようとする者																																
提出先	所轄海上保安(監)部(管区海上保安本部長あて)	同左																																

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要												
資9	付属資料 2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き (8) 航路標識を設置、管理、変更する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 236 674 261">申請の内容</th> <th data-bbox="674 236 898 261">1) 設置の場合</th> <th data-bbox="898 236 1111 261">1) 位置を変更する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td data-bbox="674 261 898 533"> ① 理由書 ② 設置位置を海図上に示した図面 ③ 航路標識の全体を示した側面図 ④ 航路標識の各部の構造についての図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品調書 2) 管理の場合 ① 航路標識の名称 ② 管理の理由 ③ 管理期間 ④ 管理条件 ⑤ 管理方法 </td> <td data-bbox="898 261 1111 533"> ① 設置位置を海図上に示した図面 ② 告示要項書 2) 性質又は構造を変更する場合 ① 航路標識の全体を示した側面図 ② 航路標識の各部の構造についての図面 ③ 告示要項書 3) 廃止、休止の場合〔航路標識廃止（休止）許可申請書〕 ① 理由 ② 廃止の期日（休止の期間） ③ 廃止（休止）に伴う措置 </td> </tr> </tbody> </table>	申請の内容	1) 設置の場合	1) 位置を変更する場合		① 理由書 ② 設置位置を海図上に示した図面 ③ 航路標識の全体を示した側面図 ④ 航路標識の各部の構造についての図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品調書 2) 管理の場合 ① 航路標識の名称 ② 管理の理由 ③ 管理期間 ④ 管理条件 ⑤ 管理方法	① 設置位置を海図上に示した図面 ② 告示要項書 2) 性質又は構造を変更する場合 ① 航路標識の全体を示した側面図 ② 航路標識の各部の構造についての図面 ③ 告示要項書 3) 廃止、休止の場合〔航路標識廃止（休止）許可申請書〕 ① 理由 ② 廃止の期日（休止の期間） ③ 廃止（休止）に伴う措置	<p>(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 236 1308 261">書類の名称</th> <th data-bbox="1308 236 1532 261">航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書</th> <th data-bbox="1532 236 1756 261">航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 261 1308 1150">申請の内容</td> <td data-bbox="1308 261 1532 1150"> 1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法 ⑤ 設置の目的 ⑥ 供用開始の予定期日 ⑦ その他参考となるべき事項（設置期間、現状変更予定等） (添付書類) ① 設置位置及び付近の状況を示した図面 ② 設置しようとする土地、水面及び建物に於ける使用権原を証する書類 ③ 全体を示した側面図 ④ 機器の構成を示した図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品の調書 ⑦ 無線局免許状の写し（電波標識に限る） 2) 届出標識 (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類 </td> <td data-bbox="1532 261 1756 1150"> 1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称 ⑤ 変更事項 ⑥ 変更理由 ⑦ 変更後の供用開始の予定期日 (添付書類) 変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書 2) 事前 (届出標識) (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類 3) 事後 (軽微な変更等) (届出書) 申請書記載事項のうち①～⑥、変更日 (添付書類) 申請書添付書類のうち、③、④の書類、用品の調書 4) 休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、①～④ ⑤ 休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置 ⑥ 廃止の予定期日及び廃止に伴う措置 ⑦ 再開の予定期日 ⑧ 理由 </td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書	申請の内容	1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法 ⑤ 設置の目的 ⑥ 供用開始の予定期日 ⑦ その他参考となるべき事項（設置期間、現状変更予定等） (添付書類) ① 設置位置及び付近の状況を示した図面 ② 設置しようとする土地、水面及び建物に於ける使用権原を証する書類 ③ 全体を示した側面図 ④ 機器の構成を示した図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品の調書 ⑦ 無線局免許状の写し（電波標識に限る） 2) 届出標識 (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類	1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称 ⑤ 変更事項 ⑥ 変更理由 ⑦ 変更後の供用開始の予定期日 (添付書類) 変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書 2) 事前 (届出標識) (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類 3) 事後 (軽微な変更等) (届出書) 申請書記載事項のうち①～⑥、変更日 (添付書類) 申請書添付書類のうち、③、④の書類、用品の調書 4) 休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、①～④ ⑤ 休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置 ⑥ 廃止の予定期日及び廃止に伴う措置 ⑦ 再開の予定期日 ⑧ 理由	修正
申請の内容	1) 設置の場合	1) 位置を変更する場合														
	① 理由書 ② 設置位置を海図上に示した図面 ③ 航路標識の全体を示した側面図 ④ 航路標識の各部の構造についての図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品調書 2) 管理の場合 ① 航路標識の名称 ② 管理の理由 ③ 管理期間 ④ 管理条件 ⑤ 管理方法	① 設置位置を海図上に示した図面 ② 告示要項書 2) 性質又は構造を変更する場合 ① 航路標識の全体を示した側面図 ② 航路標識の各部の構造についての図面 ③ 告示要項書 3) 廃止、休止の場合〔航路標識廃止（休止）許可申請書〕 ① 理由 ② 廃止の期日（休止の期間） ③ 廃止（休止）に伴う措置														
書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書														
申請の内容	1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法 ⑤ 設置の目的 ⑥ 供用開始の予定期日 ⑦ その他参考となるべき事項（設置期間、現状変更予定等） (添付書類) ① 設置位置及び付近の状況を示した図面 ② 設置しようとする土地、水面及び建物に於ける使用権原を証する書類 ③ 全体を示した側面図 ④ 機器の構成を示した図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品の調書 ⑦ 無線局免許状の写し（電波標識に限る） 2) 届出標識 (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類	1) 許可標識 (申請書) ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称 ⑤ 変更事項 ⑥ 変更理由 ⑦ 変更後の供用開始の予定期日 (添付書類) 変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書 2) 事前 (届出標識) (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、①、②、③、⑤の書類 3) 事後 (軽微な変更等) (届出書) 申請書記載事項のうち①～⑥、変更日 (添付書類) 申請書添付書類のうち、③、④の書類、用品の調書 4) 休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、①～④ ⑤ 休止の予定期日及び期間並びに休止に伴う措置 ⑥ 廃止の予定期日及び廃止に伴う措置 ⑦ 再開の予定期日 ⑧ 理由														

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																																												
<p>資10</p> <p>付属資料 3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き (1) 長大物件をえい(押)航行するときの航路通報</p>		<p>3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き</p> <p>(1) 長大物件をえい(押)航行するときの航行通報</p> <table border="1" data-bbox="533 276 1113 981"> <tr> <th>書類の名称</th> <td>長大物件えい航船等航行予定通報</td> </tr> <tr> <th>根拠法令</th> <td>海交法22 同則12、13、14</td> </tr> <tr> <th>手続きを必要とするとき</th> <td>長大物件えい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの)、海交法第22条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき</td> </tr> <tr> <th>通報者</th> <td>船長又は船長の職務代行者</td> </tr> <tr> <th>通報先</th> <td> <table border="1" data-bbox="689 486 1113 667"> <tr> <th colspan="2">航路を担当する海上保安部署</th> </tr> <tr> <th>航路名</th> <th>航路担当部署</th> </tr> <tr> <td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td> <td>東京湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>明石海峡航路</td> <td>大阪湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td> <td>備讃瀬戸海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>来島海峡航路</td> <td>今治海上保安部</td> </tr> </table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安(監)部 </td> </tr> <tr> <th>通報時期</th> <td>① 最初の通報：航路入港予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入港予定時刻の3時間前以後その都度直ちに</td> </tr> <tr> <th>通報手段</th> <td>海上保安庁長官が告示で定める方法</td> </tr> <tr> <th>通報事項</th> <td> ① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい(押)航船の全体の長さ及び喫水(単位メートル) ③ 長大物件えい(押)航船の引き又は押す物件の概要(種類、長さ、巾、高さ等) ④ 仕向港(仕向港の定まっている船舶に限る) ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による) ⑦ 航路出航予定日時(同上) ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称(船舶局のある船舶に限る) ⑨ 海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る) </td> </tr> </table> <p>(注) (1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。 (2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。</p>	書類の名称	長大物件えい航船等航行予定通報	根拠法令	海交法22 同則12、13、14	手続きを必要とするとき	長大物件えい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの)、海交法第22条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき	通報者	船長又は船長の職務代行者	通報先	<table border="1" data-bbox="689 486 1113 667"> <tr> <th colspan="2">航路を担当する海上保安部署</th> </tr> <tr> <th>航路名</th> <th>航路担当部署</th> </tr> <tr> <td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td> <td>東京湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>明石海峡航路</td> <td>大阪湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td> <td>備讃瀬戸海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>来島海峡航路</td> <td>今治海上保安部</td> </tr> </table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安(監)部	航路を担当する海上保安部署		航路名	航路担当部署	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター	伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部	来島海峡航路	今治海上保安部	通報時期	① 最初の通報：航路入港予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入港予定時刻の3時間前以後その都度直ちに	通報手段	海上保安庁長官が告示で定める方法	通報事項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい(押)航船の全体の長さ及び喫水(単位メートル) ③ 長大物件えい(押)航船の引き又は押す物件の概要(種類、長さ、巾、高さ等) ④ 仕向港(仕向港の定まっている船舶に限る) ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による) ⑦ 航路出航予定日時(同上) ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称(船舶局のある船舶に限る) ⑨ 海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る)	<p>3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き</p> <p>(1) 長大物件をえい(押)航行するときの航行通報</p> <table border="1" data-bbox="1167 276 1747 1054"> <tr> <th>書類の名称</th> <td>巨大船等の航行に関する通報(航路通報)</td> </tr> <tr> <th>根拠法令</th> <td>海交法22、同則12、13、14</td> </tr> <tr> <th>手続きを必要とするとき</th> <td>長大物件をえい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合)、海交法第22条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき</td> </tr> <tr> <th>通報者</th> <td>船長又は船長の職務代行者</td> </tr> <tr> <th>通報先</th> <td> <table border="1" data-bbox="1323 470 1724 651"> <tr> <th colspan="2">航路を担当する海上交通センター</th> </tr> <tr> <th>航路名</th> <th>航路担当事務所</th> </tr> <tr> <td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td> <td>東京湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>伊勢湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td> <td>備讃瀬戸海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>来島海峡航路</td> <td>今治海上保安部</td> </tr> </table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安(監)部 </td> </tr> <tr> <th>通報時期</th> <td>① 最初の通報：航路入港予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入港予定時刻の3時間前以後その都度直ちに</td> </tr> <tr> <th>通報手段</th> <td>海上保安庁長官が告示で定める方法</td> </tr> <tr> <th>通報事項</th> <td> ① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい(押)航船の全体の長さ及び喫水(単位：メートル) ③ 長大物件えい(押)航船の引き又は押す物件の概要(種類、長さ、巾、高さ等) ④ 仕向港(仕向港の定まっている船舶に限る) ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による) ⑦ 航路出航予定日時(同上) ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称(船舶局のある船舶に限る) ⑨ 海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る) </td> </tr> </table> <p>(注) (1) 通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。 (2) 航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。</p>	書類の名称	巨大船等の航行に関する通報(航路通報)	根拠法令	海交法22、同則12、13、14	手続きを必要とするとき	長大物件をえい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合)、海交法第22条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき	通報者	船長又は船長の職務代行者	通報先	<table border="1" data-bbox="1323 470 1724 651"> <tr> <th colspan="2">航路を担当する海上交通センター</th> </tr> <tr> <th>航路名</th> <th>航路担当事務所</th> </tr> <tr> <td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td> <td>東京湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>伊勢湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td> <td>備讃瀬戸海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>来島海峡航路</td> <td>今治海上保安部</td> </tr> </table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安(監)部	航路を担当する海上交通センター		航路名	航路担当事務所	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター	伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部	来島海峡航路	今治海上保安部	通報時期	① 最初の通報：航路入港予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入港予定時刻の3時間前以後その都度直ちに	通報手段	海上保安庁長官が告示で定める方法	通報事項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい(押)航船の全体の長さ及び喫水(単位：メートル) ③ 長大物件えい(押)航船の引き又は押す物件の概要(種類、長さ、巾、高さ等) ④ 仕向港(仕向港の定まっている船舶に限る) ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による) ⑦ 航路出航予定日時(同上) ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称(船舶局のある船舶に限る) ⑨ 海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る)	<p>修正</p> <p>5 / 24 差替(文言の修正)</p>
	書類の名称	長大物件えい航船等航行予定通報																																																														
根拠法令	海交法22 同則12、13、14																																																															
手続きを必要とするとき	長大物件えい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの長さが200m以上のもの)、海交法第22条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき																																																															
通報者	船長又は船長の職務代行者																																																															
通報先	<table border="1" data-bbox="689 486 1113 667"> <tr> <th colspan="2">航路を担当する海上保安部署</th> </tr> <tr> <th>航路名</th> <th>航路担当部署</th> </tr> <tr> <td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td> <td>東京湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>明石海峡航路</td> <td>大阪湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td> <td>備讃瀬戸海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>来島海峡航路</td> <td>今治海上保安部</td> </tr> </table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安(監)部	航路を担当する海上保安部署		航路名	航路担当部署	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター	伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部	来島海峡航路	今治海上保安部																																																	
航路を担当する海上保安部署																																																																
航路名	航路担当部署																																																															
浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター																																																															
明石海峡航路	大阪湾海上交通センター																																																															
備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター																																																															
伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部																																																															
来島海峡航路	今治海上保安部																																																															
通報時期	① 最初の通報：航路入港予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入港予定時刻の3時間前以後その都度直ちに																																																															
通報手段	海上保安庁長官が告示で定める方法																																																															
通報事項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい(押)航船の全体の長さ及び喫水(単位メートル) ③ 長大物件えい(押)航船の引き又は押す物件の概要(種類、長さ、巾、高さ等) ④ 仕向港(仕向港の定まっている船舶に限る) ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による) ⑦ 航路出航予定日時(同上) ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称(船舶局のある船舶に限る) ⑨ 海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る)																																																															
書類の名称	巨大船等の航行に関する通報(航路通報)																																																															
根拠法令	海交法22、同則12、13、14																																																															
手続きを必要とするとき	長大物件をえい航又は押航して(引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合)、海交法第22条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき																																																															
通報者	船長又は船長の職務代行者																																																															
通報先	<table border="1" data-bbox="1323 470 1724 651"> <tr> <th colspan="2">航路を担当する海上交通センター</th> </tr> <tr> <th>航路名</th> <th>航路担当事務所</th> </tr> <tr> <td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td> <td>東京湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>伊勢湾海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td> <td>備讃瀬戸海上交通センター</td> </tr> <tr> <td>伊良湖水道航路</td> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>来島海峡航路</td> <td>今治海上保安部</td> </tr> </table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安(監)部	航路を担当する海上交通センター		航路名	航路担当事務所	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター	伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部	来島海峡航路	今治海上保安部																																																	
航路を担当する海上交通センター																																																																
航路名	航路担当事務所																																																															
浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター																																																															
伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター																																																															
備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター																																																															
伊良湖水道航路	第四管区海上保安本部																																																															
来島海峡航路	今治海上保安部																																																															
通報時期	① 最初の通報：航路入港予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入港予定時刻の3時間前以後その都度直ちに																																																															
通報手段	海上保安庁長官が告示で定める方法																																																															
通報事項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい(押)航船の全体の長さ及び喫水(単位：メートル) ③ 長大物件えい(押)航船の引き又は押す物件の概要(種類、長さ、巾、高さ等) ④ 仕向港(仕向港の定まっている船舶に限る) ⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時(時刻は24時、日本標準時による) ⑦ 航路出航予定日時(同上) ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称(船舶局のある船舶に限る) ⑨ 海上保安庁との連絡方法(船舶局のない船舶に限る)																																																															

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																													
資11	付属資料 3. 船舶航行に関する報告手続の手引き (2) 海難発生時の通報	(2) 海難発生時の通報 <table border="1" data-bbox="533 225 1115 571"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>海難報告</th> <th>海難報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>海交法33 同則29</td> <td>港則法25</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>東京湾、伊勢湾、瀬戸内海</td> <td>港内又は港の境界附近</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき</td> <td>海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき</td> </tr> <tr> <td>通報者</td> <td>船長</td> <td>船長</td> </tr> <tr> <td>通報先</td> <td>所轄海上保安(監)部の長</td> <td>所轄港長又は所轄海上保安(監)部の長</td> </tr> <tr> <td>通報事項</td> <td>① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためのとった措置の概要</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	海難報告	海難報告	根拠法令	海交法33 同則29	港則法25	適用海域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界附近	手続きを必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき	通報者	船長	船長	通報先	所轄海上保安(監)部の長	所轄港長又は所轄海上保安(監)部の長	通報事項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためのとった措置の概要	同左	(2) 海難発生時の通報 <table border="1" data-bbox="1173 225 1756 603"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>海難報告</th> <th>海難報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>海交法3343、同則29</td> <td>港則法2524</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>東京湾、伊勢湾、瀬戸内海</td> <td>港内又は港の境界付近</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき</td> <td>海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき</td> </tr> <tr> <td>書類の名称</td> <td>海難報告</td> <td>海難報告</td> </tr> <tr> <td>通報者</td> <td>船長</td> <td>船長</td> </tr> <tr> <td>通報先</td> <td>所轄海上保安(監)部、海上保安航空基地の長</td> <td>所轄港長又は所轄海上保安(監)部の長</td> </tr> <tr> <td>通報事項</td> <td>① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためのとった措置の概要</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	海難報告	海難報告	根拠法令	海交法 33 43、同則29	港則法 25 24	適用海域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近	手続きを必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき	書類の名称	海難報告	海難報告	通報者	船長	船長	通報先	所轄海上保安(監)部、 海上保安航空基地 の長	所轄港長又は所轄海上保安(監)部の長	通報事項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためのとった措置の概要	同左	修正
書類の名称	海難報告	海難報告																																															
根拠法令	海交法33 同則29	港則法25																																															
適用海域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界附近																																															
手続きを必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき																																															
通報者	船長	船長																																															
通報先	所轄海上保安(監)部の長	所轄港長又は所轄海上保安(監)部の長																																															
通報事項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためのとった措置の概要	同左																																															
書類の名称	海難報告	海難報告																																															
根拠法令	海交法 33 43、同則29	港則法 25 24																																															
適用海域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近																																															
手続きを必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき																																															
書類の名称	海難報告	海難報告																																															
通報者	船長	船長																																															
通報先	所轄海上保安(監)部、 海上保安航空基地 の長	所轄港長又は所轄海上保安(監)部の長																																															
通報事項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためのとった措置の概要	同左																																															
資11	付属資料 3. 船舶航行に関する報告手続の手引き (3) 航路標識等事故発生時の通報	(3) 航路標識等事故発生時の通報 <table border="1" data-bbox="533 802 1115 1066"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>航路標識事故発生時の通報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>航路標識法7</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>港、湾、海峡、その他国内沿岸水域</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>航路標識に事故のある事を見出したとき</td> </tr> <tr> <td>通報者</td> <td>事故発見者</td> </tr> <tr> <td>通報先</td> <td>海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所</td> </tr> <tr> <td>通報事項</td> <td>事故状況</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	航路標識事故発生時の通報	根拠法令	航路標識法7	適用海域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域	手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を見出したとき	通報者	事故発見者	通報先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所	通報事項	事故状況	(3) 航路標識等事故発生時の通報 <table border="1" data-bbox="1173 802 1756 1054"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>航路標識事故発生時の通報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>航路標識法725</td> </tr> <tr> <td>適用海域</td> <td>港、湾、海峡、その他国内沿岸水域</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>航路標識に事故のある事を見出したとき</td> </tr> <tr> <td>通報者</td> <td>事故発見者</td> </tr> <tr> <td>通報先</td> <td>海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所</td> </tr> <tr> <td>通報事項</td> <td>事故状況</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	航路標識事故発生時の通報	根拠法令	航路標識法 7 25	適用海域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域	手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を見出したとき	通報者	事故発見者	通報先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所	通報事項	事故状況	修正																	
書類の名称	航路標識事故発生時の通報																																																
根拠法令	航路標識法7																																																
適用海域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域																																																
手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を見出したとき																																																
通報者	事故発見者																																																
通報先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所																																																
通報事項	事故状況																																																
書類の名称	航路標識事故発生時の通報																																																
根拠法令	航路標識法 7 25																																																
適用海域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域																																																
手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を見出したとき																																																
通報者	事故発見者																																																
通報先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所																																																
通報事項	事故状況																																																

現頁	行又は項目	現行 (R4. 4)	改定	摘要																																												
資11 ～ 資12	付属資料 3. 船舶航行に関する報告 手続の手引き (4) 海難報告	<p>(4) 海難報告</p> <table border="1" data-bbox="539 225 1115 416"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>海 難 報 告 書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根 拠 法 令</td> <td>船員法19 同則14</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="539 443 1115 938"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>海 難 報 告 書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき</td> </tr> <tr> <td>通 報 者</td> <td>船 長</td> </tr> <tr> <td>通 報 先</td> <td>最寄りの地方運輸局等の事務所</td> </tr> <tr> <td>報 告 時 期</td> <td>発生後遅滞なく</td> </tr> <tr> <td>報 告 部 数</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td>通 報 内 容</td> <td>① 件名(衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等) ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧ 主機の種類、筒数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船 長 住所、氏名、海技名状 種類、番号 ⑪ 機関長 住所、氏名、海技名状 種類、番号 ⑫ 発航港及び到着港 ⑬ 事象発生年月日時及び場所 ⑭ 事実のてん末</td> </tr> <tr> <td>様 式</td> <td>第4号</td> </tr> <tr> <td>注)</td> <td>① 海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	海 難 報 告 書	根 拠 法 令	船員法19 同則14	手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき	書類の名称	海 難 報 告 書		⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき	通 報 者	船 長	通 報 先	最寄りの地方運輸局等の事務所	報 告 時 期	発生後遅滞なく	報 告 部 数	2部	通 報 内 容	① 件名(衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等) ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧ 主機の種類、筒数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船 長 住所、氏名、海技名状 種類、番号 ⑪ 機関長 住所、氏名、海技名状 種類、番号 ⑫ 発航港及び到着港 ⑬ 事象発生年月日時及び場所 ⑭ 事実のてん末	様 式	第4号	注)	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること	<p>(4) 海難報告</p> <table border="1" data-bbox="1173 225 1749 475"> <thead> <tr> <th>書類の名称</th> <th>海 難 報 告 書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根拠法令</td> <td>船員法19 同則14</td> </tr> <tr> <td>手続きを必要とするとき</td> <td>次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき</td> </tr> <tr> <td>通 報 者</td> <td>船 長</td> </tr> <tr> <td>通 報 先</td> <td>最寄りの地方運輸局等の事務所</td> </tr> <tr> <td>報告時期</td> <td>発生後遅滞なく</td> </tr> <tr> <td>報告部数</td> <td>3部</td> </tr> <tr> <td>通報内容</td> <td>① 件名(衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等) ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧ 主機の種類、筒数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船長の住所及び氏名 ⑪ 機関長の住所及び氏名 ⑫ 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号(船長、機関長) ⑬ 発航港及び到着港 ⑭ 事象発生年月日時及び場所 ⑮ 事故のてん末</td> </tr> <tr> <td>様 式</td> <td>第4号</td> </tr> <tr> <td>注)</td> <td>① 海難報告書を提出する際、航海日誌を提示すること航海日誌を提示できないときは、その理由を備考として事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること</td> </tr> </tbody> </table>	書類の名称	海 難 報 告 書	根拠法令	船員法19 同則14	手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき	通 報 者	船 長	通 報 先	最寄りの地方運輸局等の事務所	報告時期	発生後遅滞なく	報告部数	3部	通報内容	① 件名(衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等) ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧ 主機の種類、筒数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船長の住所及び氏名 ⑪ 機関長の住所及び氏名 ⑫ 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号(船長、機関長) ⑬ 発航港及び到着港 ⑭ 事象発生年月日時及び場所 ⑮ 事故のてん末	様 式	第4号	注)	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を提示すること航海日誌を提示できないときは、その理由を備考として事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること	<p>修正 5/24 差替(文言の修正)</p>
		書類の名称	海 難 報 告 書																																													
根 拠 法 令	船員法19 同則14																																															
手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき																																															
書類の名称	海 難 報 告 書																																															
	⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき																																															
通 報 者	船 長																																															
通 報 先	最寄りの地方運輸局等の事務所																																															
報 告 時 期	発生後遅滞なく																																															
報 告 部 数	2部																																															
通 報 内 容	① 件名(衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等) ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧ 主機の種類、筒数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船 長 住所、氏名、海技名状 種類、番号 ⑪ 機関長 住所、氏名、海技名状 種類、番号 ⑫ 発航港及び到着港 ⑬ 事象発生年月日時及び場所 ⑭ 事実のてん末																																															
様 式	第4号																																															
注)	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること																																															
書類の名称	海 難 報 告 書																																															
根拠法令	船員法19 同則14																																															
手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき																																															
通 報 者	船 長																																															
通 報 先	最寄りの地方運輸局等の事務所																																															
報告時期	発生後遅滞なく																																															
報告部数	3部																																															
通報内容	① 件名(衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等) ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域 ⑧ 主機の種類、筒数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船長の住所及び氏名 ⑪ 機関長の住所及び氏名 ⑫ 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号(船長、機関長) ⑬ 発航港及び到着港 ⑭ 事象発生年月日時及び場所 ⑮ 事故のてん末																																															
様 式	第4号																																															
注)	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を提示すること航海日誌を提示できないときは、その理由を備考として事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること																																															